

令和7年度

環 境 施 策 の 概 要



令和7年4月

鹿児島県環境林務部

〈目 次〉

I	環境行政の基本方針	1
II	環境行政の施策体系	4
III	令和7年度環境林務部の予算の概要	6
IV	環境行政の施策概要	
1	脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生	
(1)	地球環境を守る脱炭素社会づくり	
ア	温暖化防止に向けた気運の醸成	9
イ	温室効果ガス排出削減対策等の推進	10
(2)	環境負荷が低減される循環型社会の形成	
ア	ごみの排出抑制・リサイクル等の促進	11
イ	産業廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル及び処理施設整備の促進	12
ウ	産業廃棄物の適正処理の推進	13
(3)	自然と共生する地域社会づくり	
ア	多様な自然環境の保全・再生	14
イ	自然に学び, 自然とふれあい, 自然を生かす取組の推進	17
ウ	世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進	18
2	安心・安全な県民生活の実現	
(1)	強靱な県土づくりと危機管理体制の強化	
ア	様々な危機事象への適切な対応	19
3	多様で魅力ある奄美・離島の振興	
(1)	島々の魅力を生かした奄美・離島の振興	
ア	島々の魅力を生かした地域づくり	19
(2)	世界自然遺産の保全と持続的な観光の推進	
ア	世界自然遺産の保全と利用の両立	19
4	観光の「稼ぐ力」の向上	
(1)	魅力ある癒やしの観光地の形成	
ア	地域の観光資源の活用及び創出等	19
イ	観光関係施設等の整備	19
V	事業概要	
1	環境林務課	
(1)	施策体系	20
(2)	事業概要	21
ア	水俣病救済対策事業	
イ	公害医療研究事業	
ウ	㊤ 水俣病総合対策事業	
エ	環境影響評価事業	
オ	環境政策総合調整事業	
カ	環境保健センター調査研究事業	
キ	環境保健センター情報処理事業	
2	地球温暖化対策室	
(1)	施策体系	24
(2)	事業概要	25

- ア 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業（かごしま県民運動推進事業）
- イ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業（地球温暖化対策制度検討事業）
- ウ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業（次世代環境リーダー等育成事業）
- エ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業（環境学習での地球温暖化対策普及啓発事業）
- オ かごしまカーボンニュートラル・気候変動適応普及啓発事業
- カ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業（エコ通勤普及推進事業）
- キ かごしま脱炭素社会モデル創造事業（屋久島）
- ク 九州エコファミリー応援アプリ推進事業
- ケ 県有施設脱炭素化推進事業
- コ ⑧ 地球温暖化対策実行計画改定事業

3 廃棄物・リサイクル対策課

- (1) 施策体系28
- (2) 事業概要29
 - ア フロン対策推進事業
 - イ 廃棄物処理施設指導監督事業
 - ウ ごみ減量化・リサイクル等推進事業
 - エ ⑩ 災害廃棄物対応力・連携強化事業
 - オ 海岸漂着物地域対策推進事業
 - カ 海洋プラスチックごみ対策普及啓発事業
 - キ ⑩ 産業廃棄物循環型社会推進事業
 - ク ⑧ 廃棄物処理計画策定事業
 - ケ 産業廃棄物指導管理事業
 - コ ⑩ 産業廃棄物処理対策事業
 - サ 産業廃棄物適正処理推進事業
 - シ エコパークかごしま関連事業
 - ス 産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金造成事業
 - セ ヤスデまん延防止対策事業
 - ソ ダイオキシン類対策事業

4 自然保護課・奄美世界自然遺産室

- (1) 施策体系37
- (2) 事業概要39
 - ア 自然環境保全対策事業
 - イ 自然公園等管理事業
 - ウ 県立自然公園満喫周遊事業
 - エ 大隅南部県立自然公園計画変更事業
 - オ 観光施設管理事業
 - カ ウミガメ保護対策事業
 - キ 未来へつなごう鹿児島県の生物多様性推進事業
 - ク 希少野生生物調査事業
 - ケ 希少野生動植物保護対策事業
 - コ 外来動植物被害防止総合対策事業
 - サ 奄美野生生物保護促進事業
 - シ 鳥獣保護対策事業
 - ス 特定地域鳥獣保護管理事業
 - セ 屋久島・奄美世界自然遺産管理運営推進事業
 - ソ 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業
 - タ 奄美世界自然遺産保全・活用推進事業
 - チ 鳥インフルエンザ環境調査事業

5	環境保全課	
(1)	施策体系	45
(2)	事業概要	46
	ア 大気汚染防止事業	
	イ 大気監視測定事業	
	ウ 酸性雨監視測定事業	
	エ 大気監視測定機器整備事業	
	オ 環境情報管理事業	
	カ 騒音・振動・悪臭対策事業	
	キ ダイオキシン類対策事業	
	ク 規制管理事業	
	ケ 水質保全事業	
	コ 水質監視測定事業	
	サ 鹿児島湾ブルー計画推進事業	
	シ 池田湖環境保全対策事業	
	ス 環境保全委託調査事業	

6	森林経営課	
(1)	施策体系	50
(2)	事業概要	51
	ア かごしまエコファンド推進事業	
	イ かごしまCO ₂ 吸収量等認証推進事業	

VI	資料編	
1	屋久島環境文化村中核施設の概要	52
2	ごみ処理施設の整備状況	54
3	し尿処理施設の整備状況	58
4	産業廃棄物の状況	62
5	自然公園及び自然環境保全地域の概要	64
6	県内における環境大気監視状況	67
7	県内における公共用水域の水質状況（令和5年度）	69
8	県指定希少野生動植物一覧（57種）	71
9	関係機関及び附属機関	72

I 環境行政の基本方針

本県は、南北約600キロメートルにも及ぶ広大な県土に、多くの島々や長い海岸線を有し、日本で初めて国立公園に指定された霧島や世界自然遺産として登録された屋久島並びに奄美大島及び徳之島、ラムサール条約湿地である蘭牟田池や屋久島永田浜、出水ツルの越冬地など、特色あるすぐれた自然に恵まれております。ふるさと鹿児島のかげがえのないこうしたすばらしい自然環境を守り、育て、将来の世代に継承していく必要があります。

このため、「かごしま未来創造ビジョン」、「県環境基本計画」等を踏まえ、地球環境を守る脱炭素社会づくり、環境負荷が低減される循環型社会の形成、自然と共生する地域社会づくりを目指し、環境の保全及び形成に関する以下の施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

1 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

(1) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

ア 温暖化防止に向けた気運の醸成

地球環境の保全に向け、県民や事業者、行政が連携・協力して、自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進します。

また、「県環境教育等行動計画」に基づき、環境教育等を推進します。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現や気候変動の影響への適応に向けて、県民や事業者の理解を深めるため、気運を高めるためのイベント等を実施します。

イ 温室効果ガス排出削減対策等の推進

「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」や「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減のための取組を推進します。

ほぼ全ての電力が水力発電で賄われている屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを推進します。

事業者や県民などの自発的な温室効果ガス排出削減を促進するため、自ら削減できない排出量を森林整備によるCO₂吸収量で埋め合わせる取組を推進するとともに、自転車や公共交通機関の利用、家庭生活や事業活動における省エネ活動を促進します。

地球温暖化対策の取組を率先して実行するため、県有施設における照明のLED化や太陽光発電設備の設置を推進します。

(2) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

ア ごみの排出抑制・リサイクル等の促進

ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進します。

県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールへの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりによる食品ロスの削減など、ライフスタイルの一層の見直しを促進します。

イ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進

リサイクル製品の使用等による産業廃棄物の排出抑制や、産業廃棄物の減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の整備を促進します。

ウ 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者における処理責任の原則の普及啓発を推進するとともに、優良な処理業者の育成及び不適正処理に対する監視指導の徹底を推進します。

(3) 自然と共生する地域社会づくり

ア 多様な自然環境の保全・再生

・ 自然環境の保全・活用

豊かな生物多様性を保全するため、県民の参画を得ながら、希少野生生物の保護対策、外来種対策、鳥獣の保護管理、野生鳥獣による農作物被害等の防止・軽減、里地里山の管理など身近な環境の保全・再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進、漂流・漂着ごみ対策などに取り組みます。

自然公園等の適正な管理と利用を図ります。

・ 水俣病対策

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定審査業務を行うとともに、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく医療費助成等を行い、水俣病対策の円滑な実施に努めます。

・ 大気環境等の保全

大気環境や生活環境の保全を図るため、PM2.5などの監視測定や、ばい煙発生施設等に係る排出規制などを行うとともに、騒音・振動、悪臭、有害化学物質等に係る対策を推進します。

・ 水環境の保全

公共用水域や地下水の水質保全を図るため、水質の監視や工場・事業場の排水規制などを行うとともに、鹿児島湾及び池田湖について、「鹿児島湾ブルー計画」及び「池田湖水質環境管理計画」に基づき各種施策を進めます。

・ 環境影響評価等

開発行為等における環境保全上の支障を未然に防止するため、これらの行為について、環境保全上の観点からの検討、適切な配慮を促進します。

・ 海洋プラスチックごみ対策

プラスチックごみの海洋への流出を防止するため、ポイ捨てや不法投棄の防止、使い捨ての容器・製品の使用削減や代替素材を使用した製品の利用、使用済み製品等の分別収集・リサイクルを促進します。あわせて、プラスチックごみが、自然環境中で細分化してマイクロプラスチックになる前に、海岸漂着物等を回収し、円滑な処理を推進します。

イ 自然に学び、自然とふれあい、自然を生かす取組の推進

生物多様性が暮らしの基盤であることの理解を促進し、持続的な利用の知恵である環境文化を継承するための取組を進めます。

豊かな自然環境を生かしたエコ・ツーリズムを促進します。

世界自然遺産、自然公園及びラムサール条約湿地など本県が持つ特色ある自然環境を生かした地域活性化の取組を促進します。

ウ 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

「屋久島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の2つの世界自然遺産を有する全国唯一の県として、ロードキルや盗掘・盗採の防止などの希少種保護対策、外来種対策、利用適正化等の取組を実施することで適切な保全・管理を図りながら、世界遺産として

の価値を生かした持続可能な地域づくりを推進します。

屋久島の自然、歴史、文化、産業などの素材を生かした環境学習や地元の語り部による「里めぐり」など、屋久島の環境文化への理解をより一層深める取組を推進します。

奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした奄美群島をつなぐ「世界自然遺産奄美トレイル」などを通じ、奄美の環境文化への理解をより一層深めるとともに、世界遺産登録の効果の奄美群島全域への波及に努めます。

2 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

ア 様々な危機事象への適切な対応

高病原性鳥インフルエンザの発生に対応するため、引き続き初動防疫体制の確保に努めます。

3 多様で魅力ある奄美・離島の振興

(1) 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

ア 島々の魅力を生かした地域づくり

1の(3)のウと同じ

(2) 世界自然遺産の保全と持続的な観光の推進

ア 世界自然遺産の保全と利用の両立

1の(3)のウと同じ

4 観光の「稼ぐ力」の向上

(1) 魅力ある癒やしの観光地の形成

ア 地域の観光資源の活用及び創出等

観光資源としてポテンシャルの高い県立自然公園等の自然環境の持続的な活用を促進します。

イ 観光関係施設等の整備

自然公園利用者のニーズに対応し、ビジターセンター、登山道、トイレ等の利用施設の整備や管理運営を行います。

Ⅱ 環境行政の施策体系

脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

地球環境を守る脱炭素社会づくり

温暖化防止に向けた気運の醸成

温室効果ガス排出削減対策等の推進

環境負荷が低減される循環型社会の形成

ごみの排出抑制・リサイクル等の促進

産業廃棄物の排出抑制, 減量化, リサイクル及び処理施設整備の促進

産業廃棄物の適正処理の推進

自然と共生する地域社会づくり

多様な自然環境の保全・再生

自然に学び, 自然とふれあい, 自然を生かす取組の推進

世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

安心安全な県民生活の実現

強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

様々な危機事象への適切な対応

多様で魅力のある離島の振興

島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

島々の魅力を生かした地域づくり

世界自然遺産の保全と持続的な観光の推進

世界自然遺産の保全と利用の両立

観光の「稼ぐ力」の向上

魅力ある癒やしの観光地の形成

地域の観光資源の活用及び創出等

観光関係施設等の整備

Ⅲ 令和7年度環境林務部の予算の概要

1 費目別予算の状況

(1) 一般会計

(単位：千円，％)

区 分	令和7年度 当初予算 (A)	令和6年度 当初予算 (B)	令和6年度 3月現計 (C)	対前年度比 (A)／(B)	対前年度比 (A)／(C)	県予算(A)欄 に占める割合
県 予 算	852,734,000	840,510,000	905,583,986	101.5	94.2	—
環境林務部予算	20,705,302	20,537,032	22,702,612	100.8	91.2	2.4

(一般会計歳入歳出予算内訳)

(単位：千円，％)

区 分		令和 7 年 度 当 初 予 算		令和 6 年 度 当 初 予 算		令和 6 年 度 3 月 現 計		(A)／(B)	(A)／(C)
		(A)	構 成 比	(B)	構 成 比	(C)	構 成 比		
衛 生 費	環 境 衛 生 費	6,057,581	29.3	5,964,082	29.0	6,424,033	28.3	101.6	94.3
	計	6,057,581	29.3	5,964,082	29.0	6,424,033	28.3	101.6	94.3
農 林 水 産 業 費	林 業 費	13,170,859	63.6	13,309,874	64.8	15,331,301	67.5	99.0	85.9
	計	13,170,859	63.6	13,309,874	64.8	15,331,301	67.5	99.0	85.9
商 工 費	観 光 費	31,684	0.2	31,185	0.2	31,185	0.1	101.6	101.6
	計	31,684	0.2	31,185	0.2	31,185	0.1	101.6	101.6
災 害 復 旧 費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,445,178	7.0	1,231,891	6.0	916,093	4.0	117.3	157.8
	計	1,445,178	7.0	1,231,891	6.0	916,093	4.0	117.3	157.8
合 計		20,705,302	100.0	20,537,032	100.0	22,702,612	100.0	100.8	91.2
(財源内訳)									
分担金及び負担金		17,020	0.1	17,020	0.1	6,980	0.0	100.0	243.8
使用料及び手数料		48,339	0.2	40,997	0.2	41,811	0.2	117.9	115.6
国庫支出金		8,679,548	41.9	8,571,996	41.7	10,080,577	44.4	101.3	86.1
財 産 収 入		110,897	0.5	115,564	0.6	148,357	0.7	96.0	74.8
寄 附 金		2,400	0.0	2,900	0.0	571	0.0	82.8	420.3
繰 入 金		238,815	1.2	353,350	1.7	330,735	1.5	67.6	72.2
諸 収 入		1,938,777	9.4	2,198,215	10.7	2,112,238	9.3	88.2	91.8
県 債		3,640,500	17.6	3,475,700	16.9	4,138,000	18.2	104.7	88.0
一 般 財 源		6,029,006	29.1	5,761,290	28.1	5,843,343	25.7	104.6	103.2

※構成比は、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しない場合がある。

(2) 特別会計

(単位：千円，%)

区 分	令和 7 年 度 当 初 予 算		令和 6 年 度 当 初 予 算		令和 6 年 度 3 月 現 計		(A)／(B)	(A)／(C)
	(A)	構 成 比	(B)	構 成 比	(C)	構 成 比		
林業・木材産業改善資金貸付事業費	91,967	100.0	151,900	100.0	151,900	100.0	60.5	60.5
合 計	91,967	100.0	151,900	100.0	151,900	100.0	60.5	60.5
(財源内訳)								
繰 入 金	90	0.1	10	0.0	10	0.0	900.0	900.0
繰 越 金	87,282	94.9	146,821	96.7	146,821	96.7	59.4	59.4
諸 収 入	4,595	5.0	5,069	3.3	5,069	3.3	90.6	90.6

2 課別予算費目別予算

(1) 一般会計（環境関係）

（単位：千円，％）

区 分	令和7年度 当初予算		令和6年度 当初予算		令和6年度 3月現計		(A)／(B)	(A)／(C)
	(A)	構成比	(B)	構成比		構成比		
環境林務課								
環境衛生総務費	392,164	1.9	383,798	1.9	396,391	1.7	102.2	98.9
環境保全対策費	4,082,334	19.7	4,069,307	19.8	4,132,840	18.2	100.3	98.8
環境保健センター費	169,461	0.8	103,422	0.5	107,173	0.5	163.9	158.1
（計）	4,643,959	22.4	4,556,527	22.2	4,636,404	20.4	101.9	100.2
廃棄物・リサイクル対策課								
環境衛生総務費	183,680	0.9	171,914	0.8	184,988	0.8	106.8	99.3
環境衛生対策費	450,481	2.2	445,755	2.2	811,138	3.6	101.1	55.5
環境保全対策費	232	0.0	198	0.0	198	0.0	117.2	117.2
（計）	634,393	3.1	617,867	3.0	996,324	4.4	102.7	63.7
自然保護課								
環境衛生総務費	187,226	0.9	172,297	0.8	187,199	0.8	108.7	100.0
自然保護対策費	106,357	0.5	132,164	0.6	118,164	0.5	80.5	90.0
鳥獣保護対策費	19,425	0.1	18,183	0.1	24,826	0.1	106.8	78.2
環境文化施設費	224,695	1.1	190,171	0.9	190,171	0.8	118.2	118.2
観光費	31,684	0.2	31,185	0.2	31,185	0.1	101.6	101.6
（計）	569,387	2.7	544,000	2.6	551,545	2.4	104.7	103.2
環境保全課								
環境衛生総務費	111,183	0.5	99,926	0.5	108,138	0.5	111.3	102.8
環境保全対策費	128,682	0.6	175,286	0.9	161,146	0.7	73.4	79.9
（計）	239,865	1.2	275,212	1.3	269,284	1.2	87.2	89.1
森林経営課								
環境保全対策費	1,661	0.0	1,661	0.0	1,661	0.0	100.0	100.0
林業総務費	2,904	0.0	2,904	0.0	2,904	0.0	100.0	100.0
（計）	4,565	0.0	4,565	0.0	4,565	0.0	100.0	100.0
計	6,092,169	29.4	5,998,171	29.2	6,458,122	28.4	101.6	94.3

※構成比は、環境林務部全体の予算との比較。

※構成比は、単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳は一致しない場合がある。

(2) 特別会計

（単位：千円，％）

区 分	令和7年度 当初予算		令和6年度 当初予算		令和6年度 3月現計		(A)／(B)	(A)／(C)
	(A)	構成比	(B)	構成比	(C)	構成比		
環境林務課	91,967	100.0	151,900	100.0	151,900	100.0	60.5	60.5

IV 環境行政の施策概要

1 脱炭素社会の実現と豊かな自然との共生

(1) 地球環境を守る脱炭素社会づくり

ア 温暖化防止に向けた気運の醸成

地球環境の保全に向け、県民や事業者、行政が連携・協力して、自主的に取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」を推進する。

また、「県環境教育等行動計画」に基づき、環境教育等を推進する。

さらに、2050年カーボンニュートラルの実現や気候変動の影響への適応に向けて、県民や事業者の理解を深め、気運を高めるためのイベント等を実施する。

事業名	令和7年度 当初予算額 千円	事業概要
地球環境を守るかごしま県民運動推進事業		
・ かごしま県民運動推進事業	472	1 県民運動推進会議の運営（推進大会の開催等） 2 県民運動推進員研修会の開催 3 低炭素塾の開催 4 かごしま地球環境先進事業者の表彰 5 かごしま環境パートナーズ制度の推進 6 エコライフデーの普及啓発 7 省エネ宣言事業所の募集，かごしまシェアスポットの普及
・ 地球温暖化対策制度検討事業	797	1 県地球温暖化対策推進条例及び県地球温暖化対策実行計画の周知等 2 地域気候変動適応の取組の推進
・ 次世代環境リーダー等育成事業	1,837	1 学ぶ環境体験学習塾の開催 2 かごしまこども環境大臣の任命，環境イベント等での活動
・ 環境学習での地球温暖化対策普及啓発事業	1,366	環境学習指導者を学校等に派遣し，地球温暖化対策を普及啓発
かごしまカーボンニュートラル・気候変動適応普及啓発事業	14,216	温室効果ガス排出削減や気候変動への適応の必要性等について，県民や事業者の理解を深め，気運醸成及び行動変容の促進を図るため，各種イベントや広報等を実施

イ 温室効果ガス排出削減対策等の推進

「鹿児島県地球温暖化対策推進条例」や「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス排出削減や気候変動の影響への適応のための取組を推進する。

ほぼ全ての電力が水力発電で賄われている屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進する。

九州各県が共同で実施する「九州エコファミリー応援アプリ」やエコライフデーの普及啓発等を通じて、県民による日常生活や事業活動の中での省エネ活動を促進する。

地球温暖化対策の取組を率先して実行するため、県有施設における照明のLED化や太陽光発電設備の設置を推進する。

事業者や県民などの自発的な温室効果ガス排出削減を促進するため、自ら削減できない排出量を森林整備によるCO₂吸収量で埋め合わせる取組を推進する。

事業名	令和7年度 当初予算額 千円	事業概要
地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 ・かごしま県民運動推進事業（再掲）	472 （再掲）	1 県民運動推進会議の運営（推進大会の開催等） 2 県民運動推進員研修会の開催 3 低炭素塾の開催 4 かごしま地球環境先進事業者の表彰 5 かごしま環境パートナーズ制度の推進 6 エコライフデーの普及啓発 7 省エネ宣言事業所の募集，かごしまシェアスポットの普及
・エコ通勤普及推進事業	74	エコ通勤に係る普及啓発の実施
かごしま脱炭素社会モデル創造事業（屋久島）	5,040	屋久島CO ₂ フリーの島づくりの取組として，急速充電設備の維持管理や情報発信等を実施
九州エコファミリー応援アプリ推進事業	2,644	手軽にCO ₂ 削減行動に取り組むと，ポイントが貯まる九州各県共通のスマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ」の管理・運営
県有施設脱炭素化推進事業	180,953	県有施設における照明のLED化，太陽光発電設備の設置
⑩ 地球温暖化対策実行計画改定事業	5,978	国の地球温暖化対策計画の改定等を踏まえ，2035年度及び2040年度の温室効果ガス排出削減目標を設定するとともに，その達成に向けた施策を見直すなど，県地球温暖化対策実行計画の改定を行う
かごしまエコファンド推進事業	1,661	事業活動や社会活動により発生する温室効果ガスのうち，自ら削減できない排出量について，森林整備によるCO ₂ 吸収量により埋め合わせを行う取組を推進
かごしまCO ₂ 吸収量等認証推進事業	2,904	森林資源の循環利用により吸収・固定・削減されたCO ₂ 量を県が認証し，地球温暖化対策への貢献度を「見える化」することにより，県民等による森林吸収源対策の取組を促進
フロン対策推進事業	232	第一種フロン類充填回収業者の登録及び立入検査，管理者等への指導 等

(2) 環境負荷が低減される循環型社会の形成

ア ごみの排出抑制・リサイクル等の促進

ごみの排出を抑制し、適正に処理するとともに、ごみを再生利用可能な資源として捉え、リサイクル等に取り組むなど、環境に配慮した事業活動を促進する。

県民自らがごみの排出者であることを認識し、分別収集のルールへの遵守やリサイクル製品の積極的な利用、買物でのマイバッグの持参、食品の食べきり・使いきりなど、ライフスタイルの一層の見直しを促進する。

また、「県廃棄物処理計画」に基づき、本県の廃棄物対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
廃棄物処理施設指導監督事業	千円 896	市町村等の一般廃棄物処理施設整備に係る指導・監督及び施設の維持管理指導
ごみ減量化・リサイクル等 推進事業	958	1 「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」の開催及び「ごみ減量等推進研修会」の開催 2 リペアを推奨する「九州まちの修理屋さん」事業の実施 3 「九州食品ロス削減推進事業」の実施（食べきり協力店の募集・公表等） 4 家電リサイクル法の普及啓発 5 自動車リサイクル法の普及啓発及び関連事業者の登録・許可、指導等
㊤ 産業廃棄物循環型社会 推進事業	83,570	1 産業廃棄物処理業者、排出事業者、市町村等に対する研修会の実施 2 県内の産業廃棄物処理業者が講習等の受講料等を負担する場合の助成、労働安全衛生に関するセミナー及び産業廃棄物処理業の体験型学習会を開催
㊤ 災害廃棄物対応力・連 携強化事業	9,641	1 災害廃棄物対策に係る、県内関係者による連絡会議の開催 2 災害廃棄物処理に係る、市町村等に対する研修会の実施 3 災害廃棄物対策に係るエリア別会議の開催 4 災害廃棄物に係る図上演習訓練の実施
海岸漂着物地域対策推進事業	2,685	海岸漂着物等の発生抑制対策 ※ 国の補正予算(前倒し)によるR6年度3月補正(回収・処理分) 335,530千円
海洋プラスチックごみ対策 普及啓発事業	1,554	海洋プラスチックごみ問題に関して、イベントの開催やパネルの作成・展示等を行い、県民の当事者意識の醸成を図る。 1 イベントの開催 2 パネルの作成・展示等

イ 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクル及び処理施設整備の促進

リサイクル製品の使用等による産業廃棄物の排出抑制や，産業廃棄物の減量化及びリサイクル等に資する産業廃棄物処理施設の整備等を促進する。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
㊦ 産業廃棄物循環型社会 推進事業（再掲）	千円 83,570 （再掲）	1 産学官連携による産業廃棄物の処理技術の開発 や環境保全対策への取組支援 2 産業廃棄物を原材料とするリサイクル製品の認 定と利用促進 3 産業廃棄物リサイクル施設等の整備支援 4 産業廃棄物処理施設の防災設備の整備支援
㊧ 廃棄物処理計画策定事 業	6,667	廃棄物の減量及び適正処理に関する施策の総合的 かつ計画的な推進を図るため，次期廃棄物処理計画 を策定。
㊨ 産業廃棄物処理対策事 業	118,203	産業廃棄物多量排出事業者への処理計画作成指導

ウ 産業廃棄物の適正処理の推進

排出事業者における処理責任の原則の普及啓発を推進するとともに、優良な処理業者の育成及び不適正処理に対する監視指導の徹底、不法投棄された産業廃棄物の撤去等の支援を行うなど、廃棄物の適正処理を推進する。

また、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」において、安心・安全を第一とした運営を図りながら、産業廃棄物の適正な処理を推進するとともに、住民への啓発活動や周辺地域の環境整備、地域振興等に取り組む。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
㊤ 産業廃棄物循環型社会 推進事業（再掲）	千円 83,570 （再掲）	1 最終処分業者や中間処理業者が実施する計量器 の整備に対する助成 2 産業廃棄物の安定化促進等の手法の検討と評価
産業廃棄物指導管理事業	10,264	産業廃棄物処理業許可や産業廃棄物処理施設設置 許可に関する審査・指導等の実施
㊤ 産業廃棄物処理対策事 業（再掲）	118,203 （再掲）	1 最終処分場の放流水、燃え殻等の分析調査や事 業場に対する立入調査等の実施 2 ㊤ 産業廃棄物行政代執行事業
産業廃棄物適正処理推進事業	56,667	1 産業廃棄物適正処理監視指導員による立入検査 や不法投棄防止パトロールの実施 2 産業廃棄物の監視体制の強化 (1) 「産廃不法投棄110番」の運用 (2) 「不法投棄監視ネットワーク」の運用 (3) 「不法投棄防止強化月間」の普及推進 3 原因者不明の不法投棄廃棄物の撤去等原状回復 に要する経費の助成
エコパークかごしま関連事業	123,251	公共関与による管理型最終処分場に関連する地域 振興等の推進 1 広報誌の発行等の啓発活動の実施 2 道路整備や河川改修の実施 3 処分場用地の借受け
産業廃棄物管理型最終処分 場整備推進基金造成事業	26,635	公共関与による管理型最終処分場の整備及びその 推進のための基金積立

(3) 自然と共生する地域社会づくり

ア 多様な自然環境の保全・再生

・ 自然環境の保全・活用

豊かな生物多様性を保全するため、県民の参画を得ながら、希少野生生物の保護対策、外来種対策、鳥獣の保護管理、鳥獣による農作物被害等の防止・軽減、里地里山の管理など身近な環境の保全・再生及び自然環境に配慮した公共事業の推進、漂流・漂着ごみ対策などに取り組む。

自然公園等の適正な管理を推進するとともに、県立自然公園の利用や地域での自然環境を活用した取組を促進するため、自然体験メニュー等の造成や情報発信力の強化、受入環境整備等に対するスタートアップ支援などに取り組む。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
自然環境保全対策事業	千円 2,180	1 環境審議会（自然環境部会、鳥獣部会）の運営 2 自然保護思想の普及啓発 3 自然保護推進員の設置
自然公園等管理事業	2,851	1 自然公園等の管理 2 自然公園区域内における許認可事務 3 甑島ツーリズム推進協議会等による甑島国定公園の適正な保護と利用の促進
県立自然公園満喫周遊事業	4,815	1 県立自然公園内の自然体験メニューや周遊コース等の造成、環境文化の発掘 2 自然公園の魅力や楽しみ方の情報発信 3 地域での受入環境整備等に対するスタートアップ支援
大隅南部県立自然公園計画変更事業	4,006	公園区域等の見直しに係る指定書、公園計画書、区域図及び公園計画図の変更（案）の作成や関係機関との調整
観光施設管理事業	31,684	自然公園区域内の県有施設等の維持管理及び修繕
ウミガメ保護対策事業	7,184	1 ホームページ等による普及啓発活動 2 市町村ウミガメ保護監視員の設置補助
未来へつなごう鹿児島県の生物多様性推進事業	10,179	1 生物多様性の保全再生活動等に取り組む団体への支援 2 県指定外来動植物の防除促進事業 3 県指定希少野生動植物等の保全対策事業 4 自然共生サイト認定推進モデル事業
希少野生生物調査事業	8,922	県内における絶滅危惧種の最新状況を把握するため、最新の知見を収集・分析した上で評価を行い、県レッドリスト等を改訂する。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
希少野生動植物保護対策事業	千円 1,249	1 パンフレットによる普及啓発 2 希少野生動植物保護推進員の設置 3 監視体制の強化
外来動植物被害防止総合対策事業	5,801	1 条例に基づく普及啓発の強化 2 外来種対策検討委員会の開催 3 外来動植物対策推進員の設置 4 侵入初期の外来種対策 5 特定外来生物の防除等の対策
奄美野生生物保護促進事業	820	奄美自然体験活動推進協議会への負担金
鳥獣保護対策事業	12,394	1 鳥獣保護区の指定・管理 2 鳥獣保護思想の普及啓発 3 鳥獣保護管理員の設置
特定地域鳥獣保護管理事業	5,937	出水平野のツルの生息環境の整備，改善等
海岸漂着物地域対策推進事業 (再掲)	2,685 (再掲)	海岸漂着物等の発生抑制対策 ※ 国の補正予算(前倒し)によるR6年度3月補正 (回収・処理分) 335,530千円

・ 水俣病対策

「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定審査業務を行うとともに、
「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく医療費助成等
を行う。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
水俣病救済対策事業	千円 59,613	1 水俣病認定申請者に対する検診や認定審査 2 水俣病被認定者に対する家庭療養指導等
公害医療研究事業	113,802	水俣病認定申請者のうち，認定申請から一定期間 経過した者に対する療養費等の支給
㊤ 水俣病総合対策事業	3,661,485	1 水俣病にもみられる一定の症状を有する者に対 する療養費等の支給 2 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に 関する特別措置法」に基づく救済措置の実施 3 水俣病に関する各種相談に対応する相談窓口の 設置等

・ 大気環境等の保全

大気環境の保全を図るため、PM2.5などの監視測定や、ばい煙発生施設等に係る排出規制などを行う。

また、生活環境の保全を図るため、航空機騒音、新幹線鉄道騒音等の監視測定等を行うとともに、ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策を行う。

さらに、ダイオキシン類による環境汚染の防止を図るなど有害化学物質対策を推進する。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
大気監視測定事業	千円 41,697	1 PM2.5や光化学オキシダント等の監視測定 2 ばい煙発生施設から排出されるばい煙の監視測定 3 有害大気汚染物質モニタリング
大気監視測定機器整備事業	35,240	PM2.5などの監視測定に必要な機器の整備・維持管理
騒音・振動・悪臭対策事業	4,102	航空機騒音、新幹線鉄道騒音等の監視測定や自動車騒音の常時監視の実施 等
ダイオキシン類対策事業	10,743	1 大気、水質、土壌等の常時監視 2 廃棄物焼却施設の検査、PCB廃棄物の保管事業者等の指導 等
ヤスデまん延防止対策事業	1,607	1 啓発用リーフレットの作成・配布 2 対策検討委員会、住民説明会等の開催 3 発生状況等確認調査の実施 4 侵入防止対策マニュアルの普及

・ 水環境の保全

公共用水域や地下水の水質保全を図るため、水質の監視・規制などを行うとともに、鹿児島湾及び池田湖の水質保全を図るため、「鹿児島湾ブルー計画」及び「池田湖水質環境管理計画」に基づき各種施策を推進する。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
水質保全事業	千円 8,552	1 特定施設に係る届出の受理審査 2 海域における水生生物環境基準設定のための水質調査 等
水質監視測定事業	27,633	1 公共用水域及び地下水の常時監視調査 2 工場・事業場の排水水監視 等
鹿児島湾ブルー計画推進事業	768	1 鹿児島湾水質保全推進協議会の開催 2 鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会への支援
池田湖環境保全対策事業	339	1 池田湖水質環境保全対策協議会への支援 2 池田湖導水河川等の水質調査

・ 環境影響評価等

開発行為等における環境保全上の支障を未然に防止するため、これらの行為について、環境保全上の観点からの検討、適切な配慮を促進する。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
環境影響評価事業	千円 2,530	環境影響評価制度の運用

イ 自然に学び、自然とふれあい、自然を生かす取組の推進

生物多様性が暮らしの基盤であることの理解を促進し、持続的な利用の知恵である環境文化を継承するための取組を進める。

豊かな自然環境を生かしたエコ・ツーリズムを促進する。

世界自然遺産、自然公園及びラムサール条約湿地など本県が持つ特色ある自然環境を生かした地域活性化の取組を促進する。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
屋久島・奄美世界自然遺産 管理運営推進事業	千円 1,825	屋久島・奄美の世界自然遺産としての価値の維持を図るため、世界遺産関係都道府県主管課長会議への参画や県有地の管理等の実施
屋久島環境文化村中核施設 管理運営委託事業	224,695	1 (公財) 屋久島環境文化財団が行う屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営 2 屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターにおける施設補修や設備機器の更新等による機能充実

ウ 世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進

「屋久島」及び「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の2つの世界自然遺産を有する全国唯一の県として、ロードキルや盗掘・盗採の防止などの希少種保護対策、外来種対策、利用適正化等の取組を実施することで適切な保全・管理を図りながら、世界遺産としての価値を生かした持続可能な地域づくりを推進する。

屋久島の自然、歴史、文化、産業などの素材を生かした環境学習や地元の語り部による「里めぐり」など、屋久島の環境文化への理解をより一層深める取組を推進する。

奄美群島固有の自然と文化の魅力を生かした奄美群島をつなぐ「世界自然遺産奄美トレイル」などを通じ、奄美の環境文化への理解をより一層深めるとともに、世界遺産登録の効果の奄美群島全域への波及に努める。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
屋久島・奄美世界自然遺産 管理運営推進事業（再掲）	千円 1,825 （再掲）	屋久島・奄美の世界自然遺産としての価値の維持を図るため、世界遺産関係都道府県主管課長会議への参画や県有地の管理等の実施
奄美世界自然遺産保全・活用推進事業	56,525	世界自然遺産に登録された奄美の適切な保全・管理の継続的な実施に向けて、自然環境の保全と利用の両立など必要な取組を推進 1 保護上重要な地域における利用ルールの実運用 2 奄美群島持続的観光マスタープラン等の改訂 3 世界自然遺産に係る普及啓発（奄美と屋久島の自然体験交流） 4 貴重な生態系の保全（希少種ロードキル対策等）等
屋久島環境文化村中核施設 管理運営委託事業（再掲）	224,695 （再掲）	1 （公財）屋久島環境文化財団が行う屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営 2 屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターにおける施設補修や設備機器の更新等による機能充実

2 安心・安全な県民生活の実現

(1) 強靱な県土づくりと危機管理体制の強化

ア 様々な危機事象への適切な対応

高病原性鳥インフルエンザの発生に対応する初動防疫体制の強化を図る。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
鳥インフルエンザ環境調査事業	千円 1,094	1 野鳥の監視強化や死亡野鳥のウイルス検査の実施 2 野鳥における鳥インフルエンザに係る初動防疫体制の整備

3 多様で魅力ある奄美・離島の振興

(1) 島々の魅力を生かした奄美・離島の振興

ア 島々の魅力を生かした地域づくり

1の(3)のウと同じ

(2) 世界自然遺産の保全と持続的な観光の推進

ア 世界自然遺産の保全と利用の両立

1の(3)のウと同じ

4 観光の「稼ぐ力」の向上

(1) 魅力ある癒やしの観光地の形成

ア 地域の観光資源の活用及び創出等

観光資源としてポテンシャルの高い県立自然公園等の自然環境を持続的に活用を促進する。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
県立自然公園満喫周遊事業 (再掲)	千円 4,815 (再掲)	1 県立自然公園内の自然体験メニューや周遊コース等の造成、環境文化の発掘 2 自然公園の魅力や楽しみ方の情報発信 3 地域での受入環境整備等に対するスタートアップ支援

イ 観光関係施設等の整備

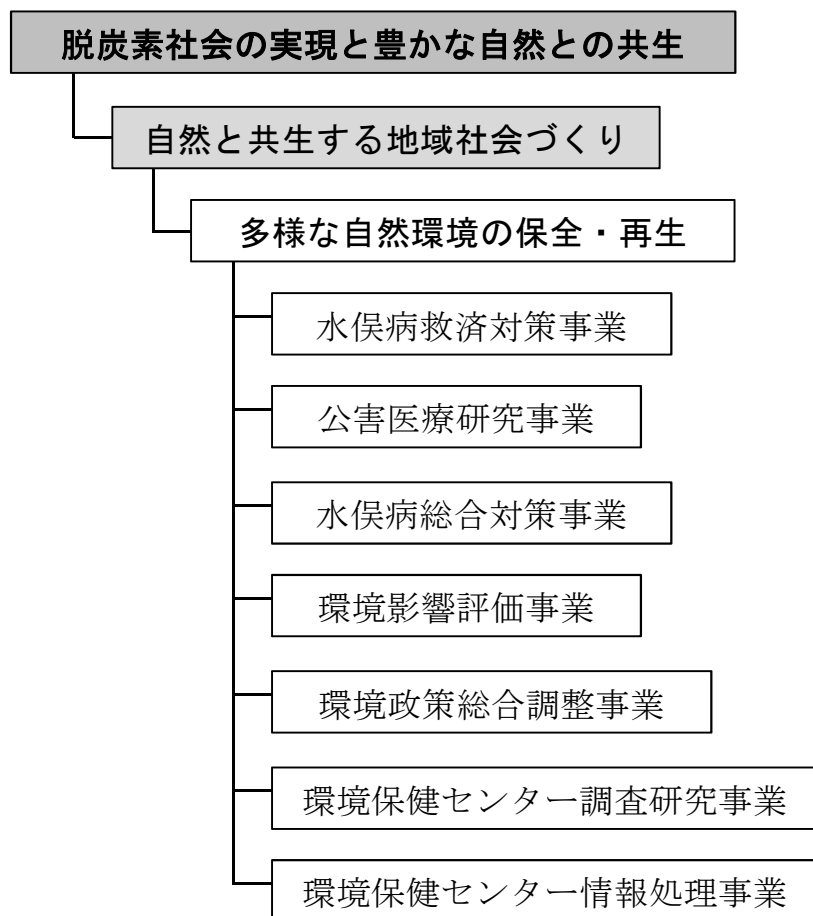
自然公園利用者のニーズに対応し、ビジターセンター、登山道、トイレ等の利用施設の整備や管理運営を行う。

事業名	令和7年度 当初予算額	事業概要
観光施設管理事業（再掲）	千円 31,684 (再掲)	自然公園区域内の県有施設等の維持管理及び修繕

V 事業概要

1 環境林務課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア 水俣病救済対策事業		事業年度	昭和49～
実施主体	県		負担割合	国1/2, 県1/2
令和7年度 当初予算額	59,613千円	(根拠法令等) 公害健康被害の補償等に関する法律, 行政不服審査法		
令和6年度 当初予算額	56,341千円			

〈目的〉

公害による健康被害者の迅速かつ公平な保護を図るため、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、水俣病認定申請者に対して検診や認定審査等を行うとともに、水俣病として認定された者に対して家庭療養指導等を行う。

〈事業内容〉

- 1 認定審査
 - (1) 疫学調査の実施
 - (2) 検診の実施（神経内科，眼科，耳鼻科）
 - (3) 認定審査会の開催
- 2 公害保健福祉対策
水俣病として認定された者に対する家庭療養指導等
- 3 行政不服審査等
知事の処分に対する再調査の請求，審査請求等に係る事務

〈事業の実施状況〉

水俣病認定申請・審査・処分等の状況 [令和7年2月28日現在] (単位：人)

申請数	処 分		未 処 分	
	認 定	棄 却	保 留	未 審 査
	493	延 4,603	2	1,047
延 6,145	延 5,096		1,049	

事業名等	イ 公害医療研究事業		事業年度	昭和49～
実施主体	県		負担割合	国1/2, 県1/2
令和7年度 当初予算額	113,802千円	(根拠法令等) 水俣病総合対策費補助金交付要綱, 水俣病要観察者等治療研究事業 実施要綱		
令和6年度 当初予算額	105,308千円			

〈目的〉

水俣病認定申請者のうち、認定申請から一定期間経過した者に対する療養費等の支給等を行う。

〈事業内容〉

- 1 水俣病要観察者等治療研究事業（治研手帳）
認定申請者のうち一定の要件に該当する者に対する研究治療費等の支給
 - (1) 助成対象者
 - ア 処分保留者
 - イ 要経過観察者
 - ウ 申請後1年を経過した者
 - エ 申請後6か月を経過した者（身体に一定の障害があると医師が診断した者）
 - (2) 助成内容
 - ア 研究治療費
医療費の自己負担額に相当する額
 - イ はり・きゅう・マッサージ施術療養費
月5回以内。支給限度額有り。
 - ウ 研究治療手当
答申保留中の者等が療養の給付を受けた場合及び認定審査会の指示により再検査を受けた場合等に支給
 - エ 介添手当
答申保留中で身体上の障害等により、日常生活に介添えを要する状態にある者が介添えを受けた場合に支給

〈事業の実施状況〉

給付対象者 [令和7年2月28日現在]

区 分	対象者数 (人)
処分保留者等	1
申請後1年以上経過者等	860
計	861

事業名等	ウ ㊦ 水俣病総合対策事業		事業年度	平成4～
実施主体	県		負担割合	国8/10, 県2/10(一部 国1/2, 県1/2)
令和7年度 当初予算額	3,661,485千円	(根拠法令等) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法, 水俣病総合対策医療事業実施要綱, 健康管理事業実施要綱		
令和6年度 当初予算額	3,659,522千円			

〈目 的〉

水俣病発生地域における住民の健康上の問題の軽減を図るため、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受け、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者等に対して療養費等を支給するとともに、健康診査等を行う。

〈事業内容〉

1 水俣病総合対策医療事業

(1) 医療手帳

- ア 対象者 水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する者
- イ 助成内容
 - (ア) 療養費
医療費の自己負担額に相当する額
 - (イ) はり・きゅう施術・温泉療養費
月7,500円以内
 - (ウ) 療養手当
月17,200円～23,500円

(2) 水俣病被害者手帳

- ア 対象者 水俣病にもみられる一定の神経症状を有すると認められる者等
- イ 助成内容
 - (ア) 療養費
医療費の自己負担額に相当する額
 - (イ) はり・きゅう施術・温泉療養費
月7,500円以内
 - (ウ) 療養手当（一時金等対象者のみ）
月12,900円～17,700円
 - (エ) 離島加算（離島居住者が島外の医療機関を受診した場合に支給）
月2,000円

2 健康管理事業

(1) 健康管理事業

出水市及び長島町に居住している者に対する健康診査、健康指導等

(2) 健康不安者フォローアップ健診事業

救済措置の申請を行い、非該当となった方で、かつて水俣湾周辺の魚介類を摂取したことに伴い、健康不安を訴え登録する方については、年1回、医師による健診、保健師による保健指導を無料で行い、健康不安の軽減と解消を図る。

3 水俣病相談窓口設置事業

水俣病に関する各種相談に対応するため、出水市及び長島町に相談窓口を設置

4 健康不安者に対する健診事業

救済措置の申請を行わなかった方であっても、かつて水俣湾周辺の魚介類を摂取したことに伴い、健康不安を訴える方については、年1回、医師による健診、保健師による保健指導を無料で行い、健康不安の軽減と解消を図る。

5 獅子島等医療・福祉推進事業

獅子島等の水俣病被害者などを対象としたリハビリテーション等を行う。

6 水俣病学習支援事業

児童・生徒、教職員等に対して、外部講師の講話等により、水俣病に関する情報・教訓について学習する機会を創出する。

〈事業の実施状況〉

医療事業の対象者の状況

[令和7年2月28日現在]

区 分	交付者数(人)	現在所持者(人)
医 療 手 帳	2, 2 1 3	9 2 5
水俣病被害者手帳	1 7, 1 1 9	1 3, 3 4 1

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく給付申請

[判定結果（最終）]（単位：件）

累 計	切替申請	一時金等給付申請		
		一時金等	療養費のみ	非該当
1 9, 9 7 1	1, 9 9 8	1 7, 9 7 3	1 1, 1 2 7	2, 4 1 8
				4, 4 2 8

事業名等	エ 環境影響評価事業		事業年度	昭和50～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	2,530千円	(根拠法令等) 環境基本法, 環境影響評価法, 県環境基本条例, 県環境影響評価条例等		
令和6年度 当初予算額	1,909千円			

〈目 的〉

大規模な開発事業の実施前に事業者が行う環境影響評価の方法及び結果等について, 市町村長及び環境影響評価専門委員等の意見を聴き, 環境の保全の見地からの知事意見を述べるなど, 環境影響評価制度の適切な運用を行う。

〈事業内容〉

事業者が行う環境影響評価の方法(方法書)及び結果(準備書)等について, 市町村長や県環境影響評価専門委員の意見, 現地調査の結果等を勘案して, 環境の保全の見地からの知事意見を述べる。

事業名等	オ 環境政策総合調整事業		事業年度	昭和45～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	31,403千円	(根拠法令等) 環境基本法, 公害紛争処理法, 公害紛争処理条例, 環境審議会条例等		
令和6年度 当初予算額	31,518千円			

〈目 的〉

環境行政を円滑に推進するため, 公害審査会や環境審議会の運営及び関係機関との連絡調整等を行う。

〈事業内容〉

- 1 公害に係る民事上の紛争について, あっせん, 調停, 仲裁を行う公害審査会の運営
- 2 地域の環境保全全般にわたって基本となる事項について審議する環境審議会の運営
- 3 環境保全推進
 - (1) 関係機関との連絡調整
 - (2) 九州ブロック環境担当部局長会議出席, 政府への提案活動(開促協)等
 - (3) エネルギー管理企画推進者講習
- 4 国庫補助金等の返還

事業名等	カ 環境保健センター調査研究事業		事業年度	昭和57～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	2,040千円	(根拠法令等) 県環境基本計画等		
令和6年度 当初予算額	1,994千円			

〈目 的〉

環境, 保健分野における本県の地域特性に応じた調査・研究を行い, 行政推進上の課題について, 科学的・技術的に支援する。

〈事業内容〉

環境: 奄美地域におけるPM2.5の地域特性と発生源解析に関する調査研究
保健: 原因不明の発熱・発疹に係る病原体検索, 茶の残留農薬に関する研究

事業名等	キ 環境保健センター情報処理事業		事業年度	昭和57～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	2,343千円	(根拠法令等) 環境基本法, 県環境基本条例		
令和6年度 当初予算額	2,276千円			

〈目 的〉

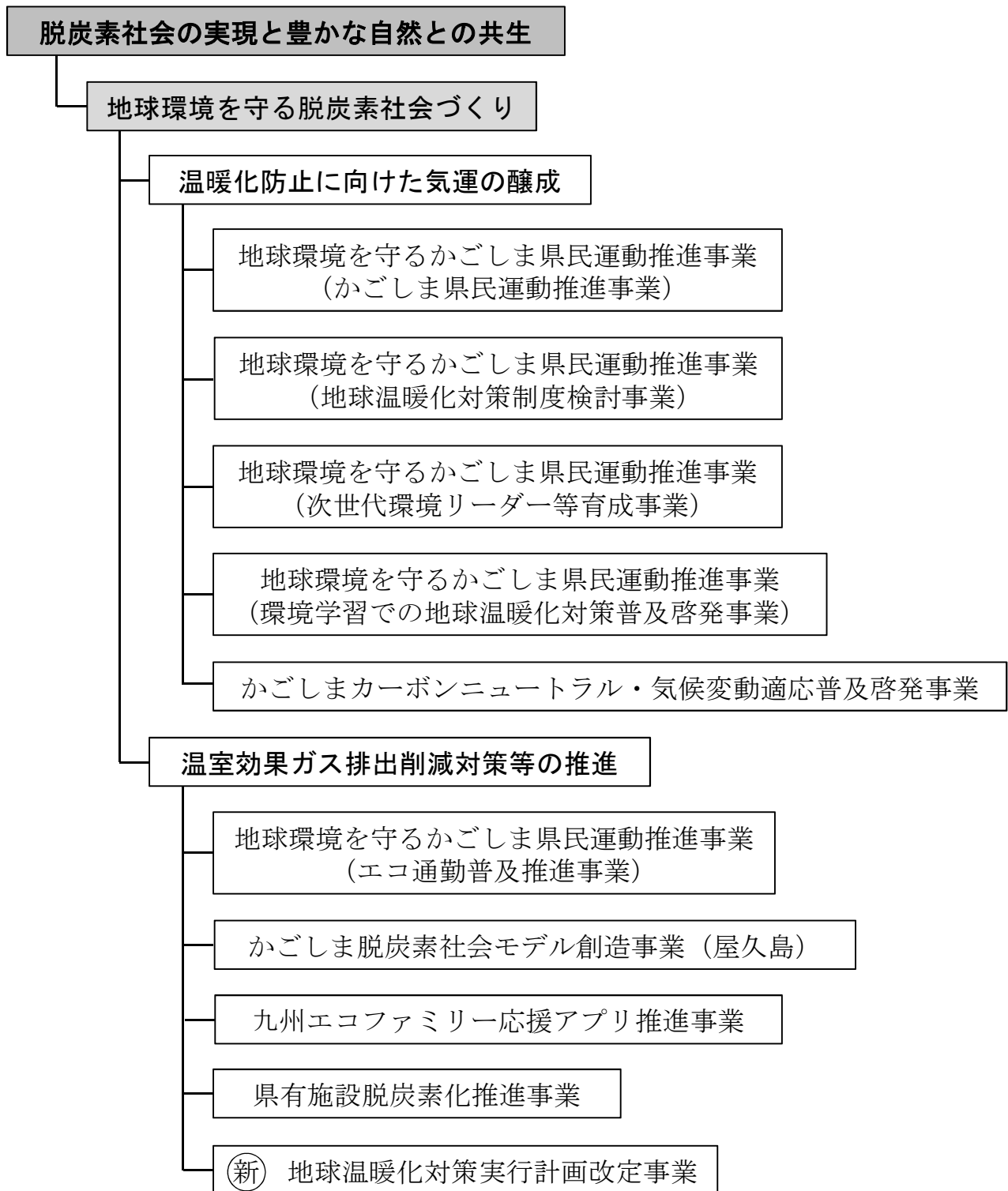
環境保健情報の整備を行い, 環境管理の推進に資するとともに, 業務効率化を推進する。

〈事業内容〉

- 1 環境情報処理システム運用及び管理
- 2 全国環境研協議会への参画
- 3 研修指導

2 地球温暖化対策室

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (かごしま県民運動推進事業)		事業年度	平成 29～
実施主体	県		負担割合	県 10/10 (一部環境保全基金充当)
令和 7 年度 当初予算額	472 千円	(根拠法令等) 地球温暖化対策の推進に関する法律，県地球温暖化対策推進条例， 県地球温暖化対策実行計画		
令和 6 年度 当初予算額	455 千円			

〈目 的〉

効果的な温暖化対策を推進するため，「地球環境を守るかごしま県民運動」により，地球温暖化防止をはじめ地球環境保全に向けた具体的行動を県民，事業者，行政が連携・協働して，全県的に展開する。

〈事業内容〉

- 1 県民運動推進会議の運営（推進大会の開催等）
- 2 県民運動推進員研修会の開催
- 3 低炭素塾の開催
- 4 かごしま地球環境先進事業者の表彰
- 5 かごしま環境パートナーズ制度の推進
- 6 エコライフデーの普及啓発
- 7 省エネ宣言事業所の募集，かごしまシェアスポットの普及

事業名等	イ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (地球温暖化対策制度検討事業)		事業年度	平成 21～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	797 千円	(根拠法令等) 地球温暖化対策の推進に関する法律，気候変動適応法，県地球温暖化対策推進条例，県地球温暖化対策実行計画		
令和 6 年度 当初予算額	1,057 千円			

〈目 的〉

地球温暖化対策について検討を行うとともに，県地球温暖化対策推進条例や県地球温暖化対策実行計画の周知を図る。

〈事業内容〉

- 1 地球温暖化対策の検討及び県地球温暖化対策推進条例・県地球温暖化対策実行計画の周知等
- 2 地域気候変動適応の取組の推進

事業名等	ウ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (次世代環境リーダー等育成事業)		事業年度	平成 30～
実施主体	県		負担割合	県 10/10 (環境保全基金充当)
令和 7 年度 当初予算額	1,837 千円	(根拠法令等) 環境教育等促進法，県環境教育等行動計画，県環境基本条例，県環境基本計画，県地球温暖化対策推進条例，県地球温暖化対策実行計画		
令和 6 年度 当初予算額	2,591 千円			

〈目 的〉

将来を担う子どもとその保護者に対し，自然や暮らしの中での体験活動や実践体験等を通じて，関心や理解を深め，課題解決につながる具体的な行動を促す。

〈事業内容〉

- 1 学ぶ環境体験学習塾の開催
- 2 かごしまこども環境大臣の任命，環境イベント等での活動

事業名等	エ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (環境学習での地球温暖化対策普及啓発事業)		事業年度	令和5～
実施主体	県		負担割合	県10/10(環境保全基金充当)
令和7年度 当初予算額	1,366千円	(根拠法令等) 地球温暖化対策の推進に関する法律、県地球温暖化対策推進条例、 県地球温暖化対策実行計画		
令和6年度 当初予算額	1,366千円			

〈目 的〉

県民に対して個人や家庭で出来る省エネや再エネ活用といった地球温暖化対策を周知していくため、環境学習指導者を派遣し地球温暖化対策について普及啓発を行う。

〈事業内容〉

- 1 環境学習指導者に最新の情報等を提供する研修会の開催
- 2 県が旅費及び謝金を負担し、環境学習指導者を環境学習の場に派遣

事業名等	オ かごしまカーボンニュートラル・気候変動適応普及啓発事業		事業年度	令和7～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	14,216千円	(根拠法令等) 地球温暖化対策の推進に関する法律、県地球温暖化対策推進条例、県 地球温暖化対策実行計画		
令和6年度 当初予算額	18,596千円			

〈目 的〉

地球温暖化の現状、温室効果ガスの排出削減や気候変動への適応の必要性について、県民や事業者の理解を深め、地球温暖化対策に対する気運醸成を図るため、各種イベントの開催やリーフレットによる広報等を行う。

〈事業内容〉

- 1 カーボンニュートラルフェアの開催
- 2 気候変動に係るリーフレットの作成

事業名等	カ 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業 (エコ通勤普及推進事業)		事業年度	平成22～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	74千円	(根拠法令等) 地球温暖化対策の推進に関する法律、県地球温暖化対策推進条例、 県地球温暖化対策実行計画		
令和6年度 当初予算額	74千円			

〈目 的〉

通勤時におけるCO₂排出量削減を図るため、エコ通勤の普及啓発を行う。

〈事業内容〉

エコ通勤を普及啓発するための広報及び普及啓発用チラシの配布

事業名等	キ かごしま脱炭素社会モデル創造事業(屋久島)		事業年度	平成21～
実施主体	県		負担割合	県10/10(一部環境保全基金充当)
令和7年度 当初予算額	5,040千円	(根拠法令等) 地球温暖化対策の推進に関する法律、県地球温暖化対策推進条例、 県地球温暖化対策実行計画		
令和6年度 当初予算額	5,040千円			

〈目 的〉

ほぼ全ての電力が水力発電で賄われている屋久島において、CO₂の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、モデル性や発信性の高い取組を行う。

〈事業内容〉

屋久島CO₂フリーの島づくりの取組として、電気自動車用急速充電設備の維持管理や外国語版PR冊子の作成等を実施

事業名等	ク 九州エコファミリー応援アプリ推進事業	事業年度	令和3～
実施主体	県（九州エコファミリー応援アプリ運営協議会）	負担割合	県10/10（環境保全基金充当）
令和7年度 当初予算額	2,644千円	（根拠法令等） 地球温暖化対策の推進に関する法律，県地球温暖化対策推進条例， 県地球温暖化対策実行計画	
令和6年度 当初予算額	2,644千円		

〈目 的〉

手軽にCO₂削減行動に取り組むとポイントが貯まる九州各県共通のスマートフォンアプリ「九州エコファミリー応援アプリ」を管理・運用する。

〈事業内容〉

地球温暖化防止に繋がる行動（アクション）を行うとポイントが貯まるアプリを活用する。

事業名等	ケ 県有施設脱炭素化推進事業	事業年度	令和5～
実施主体	県	負担割合	県10/10（一部国庫支出金，県債充当）
令和7年度 当初予算額	180,953千円	（根拠法令等） 地球温暖化対策の推進に関する法律，地球温暖化対策計画，県地球 温暖化対策推進条例，県庁環境保全率先実行計画	
令和6年度 当初予算額	182,804千円		

〈目 的〉

地球温暖化対策の取組を率先して実行するため，県有施設における照明のLED化や太陽光発電設備の設置を推進する。

〈事業内容〉

- 1 県有施設における自家消費型太陽光発電設備の設置
- 2 県有施設における照明のLED化

事業名等	コ 地球温暖化対策実行計画改定事業	事業年度	令和7～
実施主体	県	負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	5,978千円	（根拠法令等） 地球温暖化対策の推進に関する法律，地球温暖化対策計画，県地球 温暖化対策推進条例，県地球温暖化対策実行計画	
令和6年度 当初予算額	—		

〈目 的〉

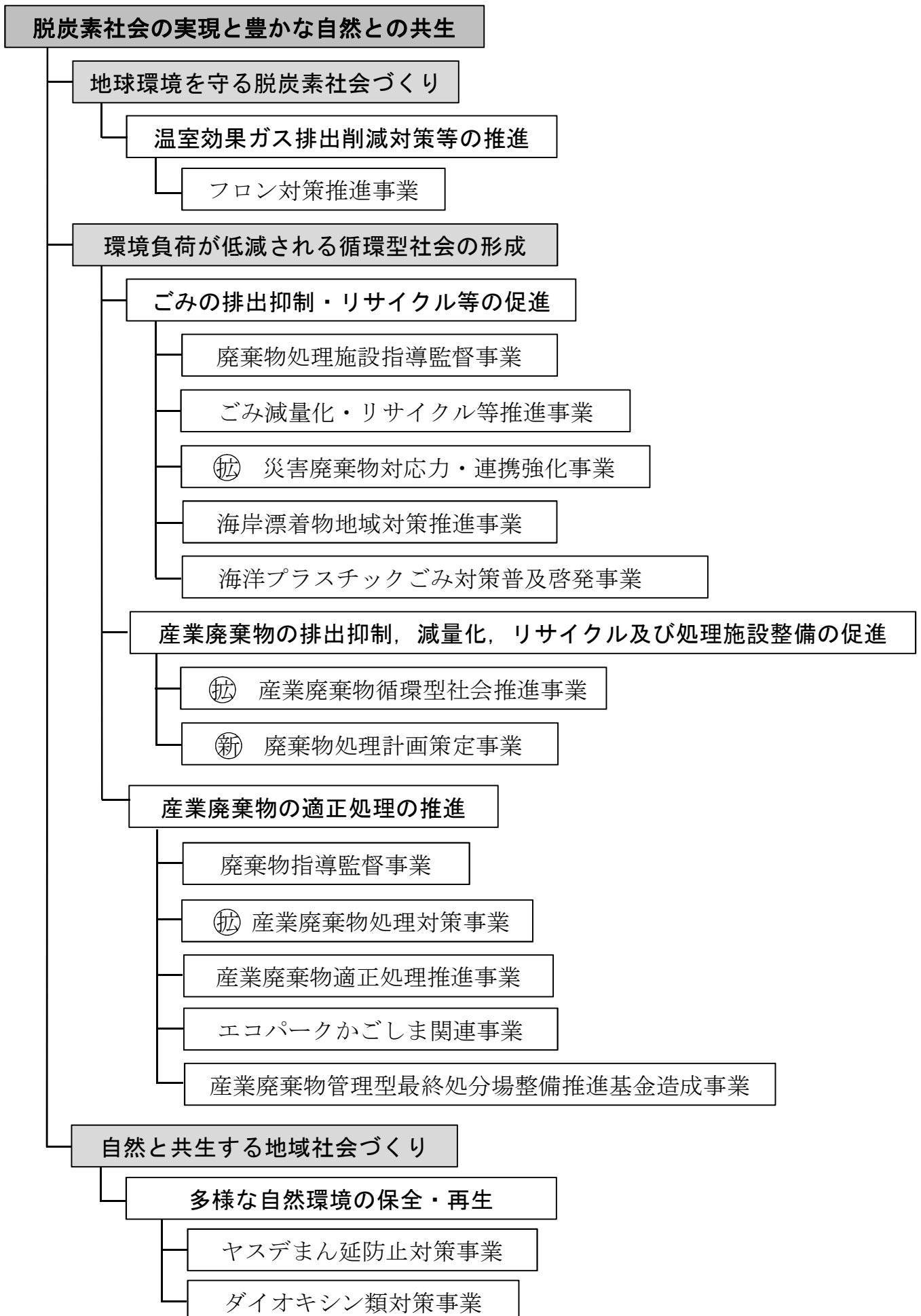
国の地球温暖化対策計画の改定等を踏まえ，2035年度及び2040年度の温室効果ガス排出削減目標を設定するとともに，その達成に向けた施策を見直すなど，県地球温暖化対策実行計画の改定を行う。

〈事業内容〉

- 1 実行計画改定に係る調査の実施
- 2 実行計画の改定

3 廃棄物・リサイクル対策課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア フロン対策推進事業		事業年度	平成7～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	232千円	(根拠法令等) フロン排出抑制法、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、県環境基本条例、県環境基本計画		
令和6年度 当初予算額	198千円			

〈目 的〉

オゾン層の保護及び地球温暖化対策の推進を図るため、フロン排出抑制法の適正な施行等により、フロン類を使用した業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の適正な設置と管理、フロンの適正な充填・回収・破壊等を促進する。

〈事業内容〉

フロン排出抑制法の施行事務

- ・業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の管理者等に対する指導・監督、立入検査等
- ・第一種フロン類充填回収業者の登録・更新、立入検査等

事業名等	イ 廃棄物処理施設指導監督事業		事業年度	昭和48～
実施主体	県		負担割合	国1/2，県1/2
令和7年度 当初予算額	896千円	(根拠法令等) 循環型社会形成推進交付金交付要綱		
令和6年度 当初予算額	801千円			

〈目 的〉

廃棄物を適正に処理し生活環境の保全を図るため、一般廃棄物処理施設整備について、市町村等への指導監督を行う。

〈事業内容〉

- 1 一般廃棄物処理施設の整備に関する指導・助言
- 2 交付金事業に係る指導監督並びに交付金交付事務

〈指導監督事務補助実績（国庫）〉

年度	補助金(千円)
3	2 2 7
4	2 3 2
5	2 2 6

〈令和7年度事業計画〉

区 分	箇所数	備 考
焼 却 施 設	8	新規2，継続6 エネルギー回収型廃棄物処理施設 4 基幹的設備改良事業 2 旧焼却炉の解体 2
マテリアルリサイクル施設	1	新規1 ストックヤード 1
最 終 処 分 場	0	
廃 棄 物 運 搬 中 継 施 設	1	新規1
施設整備に関する計画支援事業	3	新規2，継続1

事業名等	ウ ごみ減量化・リサイクル等推進事業		事業年度	平成4～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	958千円	(根拠法令等) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律，特定 家庭用機器再商品化法，使用済自動車の再資源化等に関する法律		
令和6年度 当初予算額	1,329千円			

〈目 的〉

- 1 県民，事業者，行政が一体となったごみの減量化・リサイクル対策を推進する。
- 2 容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の普及啓発等を行う。
- 3 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の再資源化等の促進を図る。

〈事業内容〉

(ごみ減量化・リサイクル推進協議会活動関係)

- 1 県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催，ごみ減量等推進研修会の開催
- 2 事業者・市町村等と連携したリペアを推奨する「九州まちの修理屋さん」事業の実施
- 3 事業者・市町村等と連携した「九州食品ロス削減推進事業」の実施（食べきり協力店の募集・公表等）

(家電リサイクル促進関係)

- 1 家電リサイクルに係る市町村等との連絡・調整
- 2 離島対策事業協力制度に係る関係市町村への指導や関係団体との調整

(自動車リサイクル促進関係)

- 1 市町村や関連事業者に対する普及啓発
- 2 関連事業者の登録・許可及び指導等
- 3 離島対策支援事業に係る関係市町村への指導や関係団体との調整

〈事業の実施状況〉

令和6年度

- 1 県ごみ減量化・リサイクル推進協議会の開催
- 2 ごみ減量等推進研修会の開催
- 3 「九州まちの修理屋さん」事業の実施
- 4 「九州食品ロス削減推進事業」の実施
- 5 「鹿児島県マイバッグキャンペーン」の実施

事業名等	エ ㊦ 災害廃棄物対応力・連携強化事業		事業年度	令和6～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	9,641千円	(根拠法令等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律，災害対策基本法		
令和6年度 当初予算額	2,423千円			

〈目 的〉

大規模災害発生時における災害廃棄物の処理について，初動対応を適正かつ柔軟に行えるよう，自治体担当職員等の知識習得に係る研修や訓練を実施するとともに，関係者間の協力連携体制の構築を図り，災害廃棄物処理の実効性を確保する。

〈事業内容〉

- 1 鹿児島県災害廃棄物対策連絡会議の開催
- 2 エリア別会議の開催
- 3 図上演習訓練の実施

〈事業の実施状況〉

令和6年度

- 1 鹿児島県災害廃棄物対策連絡会議の開催
- 2 エリア別会議の開催（3エリア）

事業名等	オ 海岸漂着物地域対策推進事業		事業年度	平成21～
実施主体	県, 市町村		負担割合	国7/10～10/10
令和7年度 当初予算額	2,685千円	(根拠法令等) 海岸漂着物処理推進法 ※国の補正予算(前倒し)による令和6年度3月補正 335,530千円		
令和6年度 当初予算額	2,604千円			

〈目 的〉

海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制対策に取り組むとともに、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を図るため、学識経験者等で構成する県海岸漂着物対策推進協議会を開催する。

〈事業内容〉

- 1 海岸漂着物等の発生抑制対策
- 2 海岸漂着物対策推進協議会の開催

〈事業の実施状況〉

令和6年度

- 1 海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策の実施 県及び36市町村
- 2 海岸漂着物対策推進協議会の開催

事業名等	カ 海洋プラスチックごみ対策普及啓発事業		事業年度	令和6～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	1,554千円	(根拠法令等) 海岸漂着物処理推進法		
令和6年度 当初予算額	1,554千円			

〈目 的〉

海洋プラスチックごみ問題に関して、イベントの開催やパネルの作成・展示等を行い、県民の当事者意識の醸成を図る。

〈事業内容〉

- 1 イベントの開催
- 2 パネルの作成・展示等

〈事業の実施状況〉

令和6年度

- 1 イベントの開催
- 2 リーフレットの作成・配布

事業名等	キ ④ 産業廃棄物循環型社会推進事業		事業年度	平成17～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	83,570千円	(根拠法令等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、県産業廃棄物税条例		
令和6年度 当初予算額	71,881千円			

〈目 的〉

産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物処理業者等に対する研修会の実施、計量器の整備に対する助成、産学官連携による産業廃棄物の処理技術の開発等への取組に対する支援、産業廃棄物を原材料とするリサイクル製品の認定と利用の促進、産業廃棄物の安定化促進等の手法の検討と評価、産業廃棄物処理施設の新設、改良等の支援等を行う。

〈事業内容〉

- 1 産業廃棄物リサイクル等研修事業
- 2 産業廃棄物処理施設計量器整備事業
産業廃棄物の適正処理や課税の適正化を推進するため、最終処分業者や中間処理業者が実施する計量器の整備に対する助成を行う。
- 3 産業廃棄物リサイクル技術等支援事業
産学官連携による産業廃棄物の処理技術の開発等への取組に対する支援を行う。
- 4 リサイクル製品普及事業
産業廃棄物を原材料とするリサイクル製品の認定と利用の促進及び試験分析費の補助支援
- 5 廃棄物安定化促進等評価事業

管理型処分場における廃棄物の安定化促進等に係る知見を収集する。

6 産業廃棄物資源循環施設等整備促進事業

産業廃棄物の減量化やリサイクルに資する処理施設の整備に対する助成を行う。

また、産業廃棄物処理施設における防災設備の整備に対する助成を行う。

〈事業の実施状況〉

令和6年度

1 産業廃棄物リサイクル等研修事業

再資源化事業等高度化法の研修等

受講者391人

県内の産業廃棄物処理業者が講習等の受講料等を負担する場合の助成

労働安全衛生に関するセミナー及び産業廃棄物処理業の体験型学習会を開催

2 産業廃棄物処理施設計量器整備事業 4件

3 産業廃棄物リサイクル技術等支援事業

セミナー・懇話会の開催、アドバイザー派遣

4 リサイクル製品普及事業

土木建築関係など25製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定

5 廃棄物安定化促進等評価事業

埋立地内への空気流入量測定、模擬埋立実験、副生塩の組成分析等を行い、安定化促進等に係る知見の収集を実施

6 産業廃棄物リサイクル施設等整備支援事業 2件

事業名等	ク ⑤ 廃棄物処理計画策定事業	事業年度	令和7
実施主体	県	負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	6,667千円	(根拠法令等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
令和6年度 当初予算額	一千円		

〈目 的〉

〈事業内容〉

廃棄物の減量及び適正処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期廃棄物処理計画を策定する。

〈事業の実施状況〉

令和2年度

令和3年度から令和7年度を計画年次とする、県廃棄物処理計画を策定した。

事業名等	ケ 産業廃棄物指導管理事業	事業年度	平成3～
実施主体	県	負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	10,264千円	(根拠法令等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
令和6年度 当初予算額	8,591千円		

〈目 的〉

産業廃棄物処理業の許可事務や産業廃棄物処理施設の設置許可事務を行うとともに、「鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱」に基づく事前協議事務等を行い、県内の産業廃棄物の適正な処理を推進する。

〈事業内容〉

1 許可指導事務

法に基づく許可、届出に係る審査

2 指導要綱施行事務

(1) 処理施設設置に係る事前協議

(2) 県外産業廃棄物の搬入事前協議審査・指導

(3) 不法投棄に関する措置等

3 産業廃棄物情報処理システム事業

産業廃棄物の処理実績報告書等の集計処理

〈事業の実施状況〉

令和5年度

1 産業廃棄物処理業許可件数

688件

2 産業廃棄物処理施設設置許可件数

26件

- | | | |
|---|--------------------|------|
| 3 | 処理施設事前協議完了件数 | 21件 |
| 4 | 県外産業廃棄物の搬入事前協議承認件数 | 124件 |

事業名等	コ ④ 産業廃棄物処理対策事業		事業年度	平成3～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	118,203千円	(根拠法令等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法		
令和6年度 当初予算額	12,042千円			

〈目 的〉

産業廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、循環型社会の形成を図る。

〈事業内容〉

- 1 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成指導
- 2 産業廃棄物処分場等監視指導事業
 - (1) 処分場等への立入調査
 - (2) 処分場の放流水等の分析調査
- 3 ④産業廃棄物行政代執行事業

〈事業の実施状況〉

- | | | |
|---|-------------------------|-----------------|
| 1 | 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画作成 | 144 事業所 (令和6年度) |
| | 多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画作成 | 28 事業所 (令和6年度) |
| 2 | 廃棄物等の分析業務委託の分析実績 | 80 検体 (令和5年度) |
| 3 | 令和5年度ダイオキシン類排出状況調査結果の公表 | |

[調査結果]

- 1 施設が排出ガスの基準を超過、基準超過判明後、炉の使用を停止し、その後廃止

廃棄物焼却施設の排出ガス	7 施設
廃棄物最終処分場の放流水	7 施設
廃棄物最終処分場の地下水	7 施設

- 4 令和5年度ダイオキシン類自主測定結果 (特定施設の設置者から報告のあった排出ガス等) の公表
- [測定結果]
- 対象施設106 (うち基準適合104 未報告2)
- ・未 報 告: 2施設とも令和6年度中に測定を実施し、基準に適合していた。
- 5 産業廃棄物に係る行政代執行の実施 (令和7年度新規事業)

事業名等	サ 産業廃棄物適正処理推進事業		事業年度	平成6～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	56,667千円	(根拠法令等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
令和6年度 当初予算額	50,397千円			

〈目 的〉

産業廃棄物適正処理監視指導員等が巡回指導や不法投棄防止パトロールを行うとともに、「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」の開催、産廃不法投棄110番や不法投棄防止強化月間の普及啓発などにより、産業廃棄物の不法投棄の未然防止に努めるとともに、監視体制の強化を図る。

また、産業廃棄物の適正処理の一環として、不法投棄された原因者不明の産業廃棄物を撤去し、原状回復を行った場合、経費を助成する。

〈事業内容〉

- 1 産業廃棄物の適正処理指導
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条に基づく立入検査
 - (2) 指導対象施設の巡回指導
 - (3) 不法投棄パトロールの実施及び苦情等の調査・指導
- 2 産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催
 - (1) 各機関の保有する産業廃棄物関係情報の収集及び交換
 - (2) 各機関相互の協力・信頼関係の増進及び組織活動の強化
- 3 不法投棄監視ネットワークの運用
市町村との連携強化、パトロールカー配備
- 4 不法投棄防止強化月間の実施
強化月間内（11月）に、関係機関との合同パトロール、事業者への立入、広報媒体による普及啓発
- 5 産廃不法投棄110番の運用
- 6 不法投棄等原状回復促進事業

〈事業の実施状況〉

- 1 不法投棄確認指導件数34件（令和5年度）
- 2 排出事業者、処理業者に対する監視・指導 立入検査数6,005件（令和5年度）
- 3 不法処理防止連絡協議会の開催（令和6年度）
- 4 不法投棄監視ネットワークの運用
- 5 不法投棄防止強化月間の実施（毎年度11月）
1日産廃Gメン・合同出発式、関係機関との合同監視・パトロール
- 6 産廃不法投棄110番の運用（平成16年11月開設）
- 7 産廃不法投棄原状回復事業の実施件数1件（令和5年度）

事業名等	シ エコパークかごしま関連事業		事業年度	平成6～
実施主体	県, (公財)鹿児島県環境整備公社		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	123,251千円	(根拠法令等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
令和6年度 当初予算額	226,767千円			

〈目 的〉

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場エコパークかごしまについて、周辺住民への普及啓発等を図り、本県における循環型社会の形成や地域産業の振興に資する。

〈事業内容〉

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場エコパークかごしまについて、地域の方々に理解を深めいただくため広報誌の発行等を行う。また、地域振興策として道路整備や河川改修を行う。

令和7年度計画

- 1 普及啓発活動推進事業
広報誌の発行等
- 2 エコパークかごしま周辺地域環境整備事業
 - (1) 道路整備
 - (2) 河川改修
- 3 エコパークかごしま用地・補償事業

〈事業の実施状況〉

平成19年度～令和6年度

- 1 薩摩川内市川永野地区を候補地に選定（平成19年5月8日）
- 2 薩摩川内市川永野地区を整備地に決定（平成20年9月8日）
- 3 立地可能性等調査（平成19～20年度）
- 4 基本計画・基本設計（平成21年度）
- 5 設計・施工一括発注（平成22年10月12日）
- 6 実施設計（平成22年度）
- 7 関係自治会等への説明会等の開催（平成19～28年度）
- 8 県外先進地視察の実施（平成19～26年度）
- 9 産業廃棄物セミナーの実施（平成19～21年度）
- 10 着工（平成23年7月11日）
- 11 竣工（平成26年12月20日）

事業名等	ス 産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金造成事業		事業年度	平成17～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	26,635千円	(根拠法令等) 県産業廃棄物管理型最終処分場整備推進基金条例		
令和6年度 当初予算額	47,372千円			

〈目 的〉

公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備及びその推進を図るために要する費用に充当するため、基金を造成する。

〈事業内容〉

産業廃棄物税の税収の一部を毎年度積み立てる。

〈基金の積立状況〉

(単位：千円)

年度	積立金	取崩額	年度末現在高	年度	積立金	取崩額	年度末現在高
17	64,421	0	64,421	元	158,568	29,796	450,489
18	74,991	0	139,412	2	74,855	93,120	432,223
19	33,071	0	172,483	3	101,281	38,787	494,717
20	53,676	0	226,159	4	94,033	122,967	465,783
21	53,831	0	279,990	5	63,329	132,110	397,002
22	1,535,909	0	1,815,899	6	72,477	140,371	329,108
23	82,876	249,523	1,649,252	累計	3,061,224	2,732,116	329,108
24	87,344	579,461	1,157,135	※1 基金運用益分を含む。 2 端数処理により合計は合わない。 3 令和6年度は3月補正後額。			
25	115,557	798,269	474,423				
26	111,941	455,014	131,350				
27	37,984	23,424	145,909				
28	69,432	31,692	183,650				
29	87,158	16,470	254,337				
30	88,491	21,111	321,717				

事業名等	セ ヤスデまん延防止対策事業		事業年度	平成6～
実施主体	県		負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）
令和7年度 当初予算額	1,607千円	（根拠法令等）		
令和6年度 当初予算額	1,600千円			

〈目 的〉

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止に係る普及啓発を行うとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会や住民説明会等の開催、効果的な駆除方法やヤスデ発生地区における発生状況等の調査等を行う。

〈事業内容〉

- 1 啓発用リーフレットの作成・配布
- 2 対策検討委員会、住民説明会等の開催
- 3 発生状況等確認調査の実施
- 4 侵入防止対策マニュアルの普及

事業名等	ソ ダイオキシン類対策事業		事業年度	平成10～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	7,775千円	（根拠法令等） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		
令和6年度 当初予算額	2,055千円			

〈目 的〉

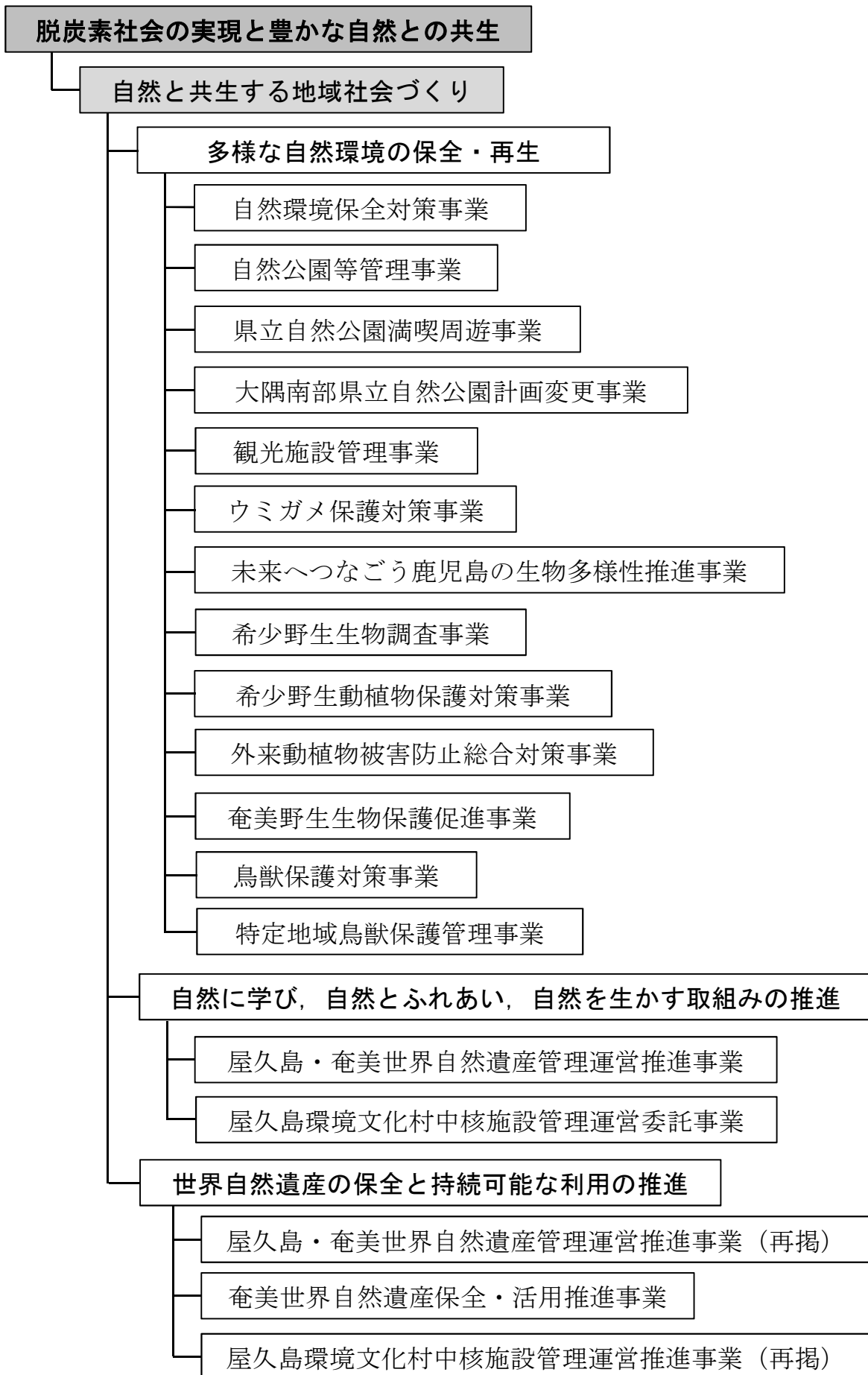
ダイオキシン類対策の円滑な実施及びポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の推進を図る。

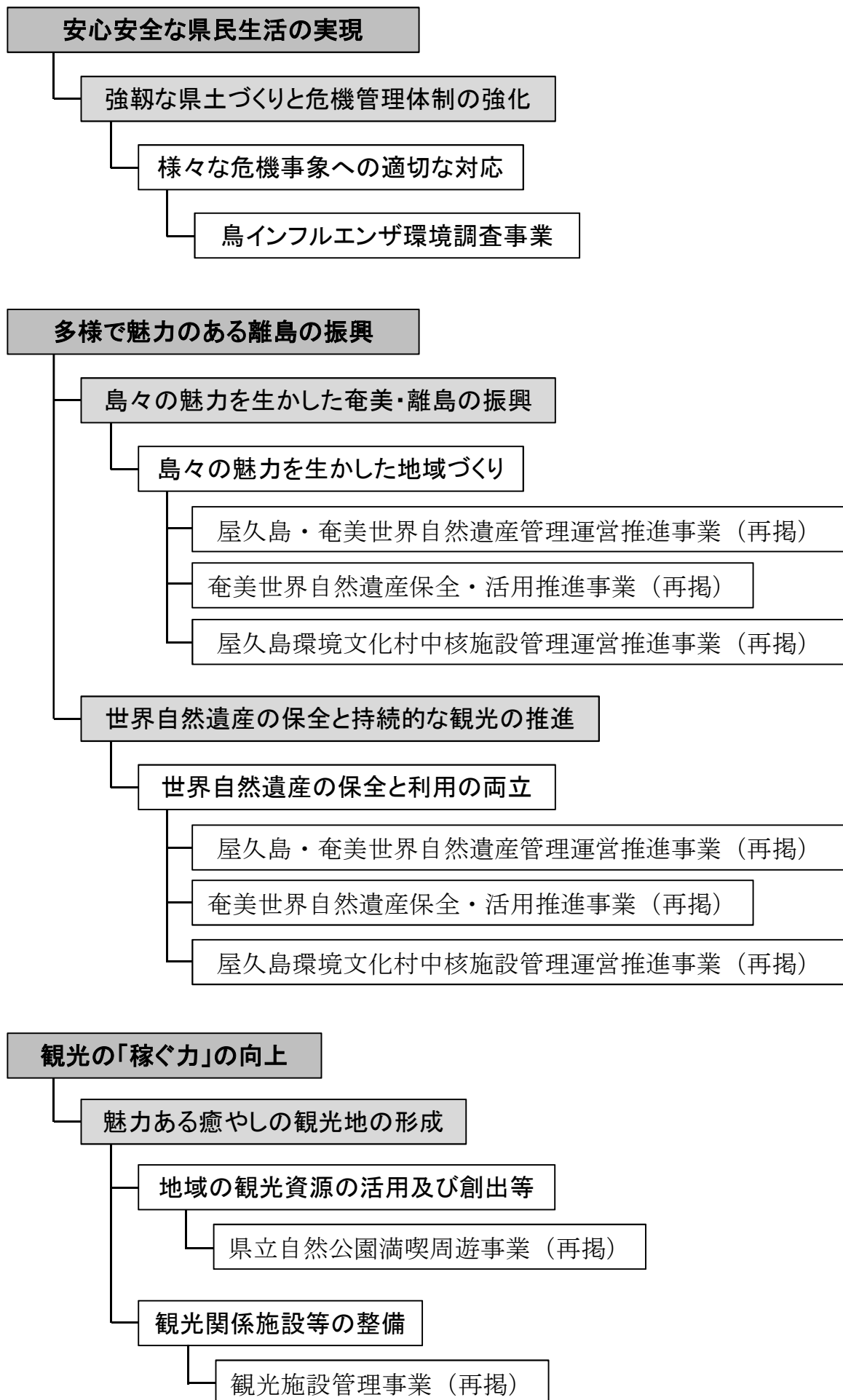
〈事業内容〉

- 1 ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却施設について、構造基準・維持管理基準遵守の検査指導
- 2 PCB廃棄物について、期限内に確実かつ適正な処理を推進するための保管事業者等への指導等

4 自然保護課・奄美世界自然遺産室

(1) 施策体系





(2) 事業概要

事業名等	ア 自然環境保全対策事業		事業年度	昭和44～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	2,180千円	(根拠法令等) 自然環境保全法, 県自然環境保全条例, 自然公園法, 県立自然公園 条例, 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		
令和6年度 当初予算額	2,219千円			

〈目 的〉

自然環境保全対策事業の各施策を実施することにより, 優れた自然環境の保全を図る。

〈事業内容〉

- 環境審議会(自然環境部会・鳥獣部会)
自然環境の保全に関する重要事項を調査・審議するために環境審議会の各部会の運営を行う。
自然環境部会 9人 鳥獣部会 8人 (委員数 令和7年3月31日現在)
- 自然保護思想の普及
 - 自然保護推進員(ボランティア)の設置(51人, 自然公園所在市町村)
 - 民間自然保護団体への加入 霧島連山自然保護協議会
- 自然保護総合調整
自然保護行政の円滑な推進を図るため, 関係機関との総合的な調整を行う。

事業名等	イ 自然公園等管理事業		事業年度	昭和32～
実施主体	県		負担割合	県10/10, 国10/10
令和7年度 当初予算額	2,851千円	(根拠法令等) 自然公園法, 県立自然公園条例, 自然環境保全法, 県自然環境保全 条例		
令和6年度 当初予算額	2,842千円			

〈目 的〉

国立公園・国定公園・県立自然公園・県自然環境保全地域の適正な管理を行う。

〈事業内容〉

- 自然公園等管理事務
自然公園等の指定状況
国立公園4か所, 国定公園2か所, 県立自然公園10か所, 県自然環境保全地域2か所
- 公園区域内における許認可事務
許認可件数 347件(令和5年度)
- 現地調査及び関係機関との連絡調整
既存標識の修繕
- 甑島国定公園協働型管理運営推進事業
甑島ツーリズム推進協議会等により, 甑島国定公園の適正な保護と利用の促進を図る。

事業名等	ウ 県立自然公園満喫周遊事業		事業年度	令和3～
実施主体	県		負担割合	県10/10(一部環境保全基金充当)
令和7年度 当初予算額	4,815千円	(根拠法令等) 県立自然公園条例		
令和6年度 当初予算額	4,769千円			

〈目 的〉

県立自然公園の利用や地域での自然環境を活用した取組を促進するため, 地域関係者と連携した自然体験メニュー等の造成や多様な利用者層に対する情報発信力の強化を図り, 併せて, 受入環境整備などに対するスタートアップ支援を行う。

〈事業内容〉

- 県立自然公園内の自然体験メニューや周遊コースの造成, 環境文化の発掘
- 観光サイト等による自然公園の魅力や楽しみ方の情報発信
- 受入環境整備など自然資源を活用した地域での取組に対するスタートアップ支援

事業名等	エ 大隅南部県立自然公園計画変更事業		事業年度	令和5～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	4,006千円	(根拠法令等) 県立自然公園条例		
令和6年度 当初予算額	5,396千円			

〈目 的〉

優れた天然林や希少な動植物の生息・生育地である大隅半島南部地域の自然の風景地や自然環境を保全するため、大隅南部県立自然公園の区域等の見直しを行う。

〈事業内容〉

公園区域等の見直しに係る指定書、公園計画書、区域図及び公園計画図の変更（案）の作成や関係機関との調整

事業名等	オ 観光施設管理事業		事業年度	昭和49～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	31,684千円	(根拠法令等) 自然公園法		
令和6年度 当初予算額	31,185千円			

〈目 的〉

自然公園等の施設の快適な利用を図るため、維持管理、施設改修工事、修繕等を行う。

〈事業内容〉

施設管理委託（避難小屋、登山道、トイレ、九州自然歩道、野営場、ビジターセンター指定管理委託）、施設各種修繕

事業名等	カ ウミガメ保護対策事業		事業年度	昭和63～
実施主体	県		負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）
令和7年度 当初予算額	7,184千円	(根拠法令等) 鹿児島県ウミガメ保護条例		
令和6年度 当初予算額	7,194千円			

〈目 的〉

絶滅のおそれがあるとともに学術的・文化的価値のあるウミガメの保護を図る。

〈事業内容〉

- 1 普及啓発事業
 - (1) ウミガメ保護パトロール開始の周知
 - (2) 県ホームページ等による住民への周知徹底
- 2 保護監視体制
 - (1) 市町村ウミガメ保護監視員設置に対する補助（県1/2、市町村1/2の負担）
 - (2) 関係警察署等によるパトロール
- 3 県ウミガメ保護対策連絡協議会

県、関係市町村、県警察本部等の関係機関が、連絡調整及び情報交換を行うことにより、効果的な保護対策を確立するため開催する。

〈状 況〉

ウミガメ上陸確認回数の推移

	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
上陸確認頭数	4,741	5,179	2,731	2,161	3,640	2,714	6,230	4,434	6,179
上陸確認市町村	33	33	32	31	31	33	31	28	28

事業名等	キ 未来へつなごう鹿児島県の生物多様性推進事業		事業年度	令和5～
実施主体	県、各種団体等		負担割合	県10/10(環境保全基金充当)
令和7年度 当初予算額	10,179千円	(根拠法令等) 生物多様性基本法、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例		
令和6年度 当初予算額	12,600千円			

〈目的〉

本県の生物多様性の保全にかかる県民自らの取組等を一層促進し、生物多様性の保全及び奄美の世界自然遺産価値の保全を図る。

〈事業内容〉

1 生物多様性普及啓発事業

(1) みんなの生物多様性サポーター支援事業

地域において生物多様性の保全に関する普及啓発活動等に取り組む自治会、NPO法人等団体の支援

(2) 鹿児島県指定外来動植物の防除促進事業

指定外来動植物の未侵入地域への拡散を防止するため、地域住民等を対象とした防除研修会等を開催し、実践例・防除技術を提供することにより、地域住民自らの取組を一層促進する体制を構築し、外来動植物の効果的な防除と拡散防止を図る。

(3) 鹿児島県指定希少野生動植物等の保全対策事業

県指定希少野生動植物等における保全技術・手法を確立し、生息・生育環境改善等を行い、その技術を地域団体等へ提供することにより、地域での保全体制を構築し、積極的な希少種保全対策を推進する。

2 自然共生サイト認定推進モデル事業

生物多様性の保全が図られている区域の「自然共生サイト」への認定を推進し、保護地域及び保護地域以外で生物多様性に資する地域により保全される面積の拡大を図る。

(1) 自然共生サイトに関する普及啓発等

(2) 自然共生サイトの認定に向けた伴走支援

事業名等	ク 希少野生生物調査事業		事業年度	令和6～令和9年度
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	8,922千円	(根拠法令等) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例		
令和6年度 当初予算額	9,002千円			

〈目的〉

県内における絶滅危惧種の最新状況を把握するため、最新の知見を収集・分析した上で評価を行い、県レッドリスト等を改訂する。

〈事業内容〉

1 県希少野生動植物保護対策検討委員会を設置し、評価方法などを検討し、決定する。

2 分類群毎のワーキンググループを設置し、「希少野生生物調査」を実施する。

令和7年度以降も調査を継続するとともに、調査結果に基づき現行レッドリスト及び現行レッドデータブックの改訂を行う予定。

事業名等	ケ 希少野生動植物保護対策事業		事業年度	平成15～
実施主体	県		負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）
令和7年度 当初予算額	1,249千円	（根拠法令等） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律，鹿児島県 希少野生動植物の保護に関する条例		
令和6年度 当初予算額	1,318千円			

〈目 的〉

県内各地に配置した希少野生動植物保護推進員による保護活動や普及啓発活動のほか，希少野生動植物の指定や監視体制の強化など，県内に生息・生育する希少な野生動植物の保護を行う。

〈事業内容〉

- 1 パンフレットの作成・配布による普及啓発
- 2 希少野生動植物保護対策検討委員会の開催
- 3 希少野生動植物保護推進員の設置及び研修会の開催
- 4 普及啓発ツール等を活用した監視体制の強化
- 5 希少野生動植物保護に関する現地講習会

事業名等	コ 外来動植物被害防止総合対策事業		事業年度	令和3～
実施主体	県		負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当），国10/10
令和7年度 当初予算額	5,801千円	（根拠法令等） 特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律，指定外 来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例		
令和6年度 当初予算額	8,301千円			

〈目 的〉

侵略的外来種による本県の貴重な生態系等への影響を防止するため，県条例指定の外来動植物の取扱いに関する普及啓発や，外来種駆除マニュアルの整備など，総合的な被害防止対策を行う。

〈事業内容〉

- 1 条例に基づく普及啓発の強化
- 2 外来種対策検討委員会の開催
- 3 外来動植物対策推進員の設置
- 4 侵入初期の外来種対策
- 5 特定外来生物の防除等対策

事業名等	サ 奄美野生生物保護促進事業		事業年度	平成12～
実施主体	奄美自然体験活動推進協議会		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	820千円	（根拠法令等） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律，自然環境 保全法，生物多様性に関する条約		
令和6年度 当初予算額	820千円			

〈目 的〉

県と奄美地域の地元市町村等が一体となって，奄美自然体験活動推進協議会を設置し，奄美地域の自然環境の保全・普及啓発や地域振興を図る。

〈事業内容〉

- 1 奄美地域の自然資源に関する情報の収集及び提供
- 2 自然解説技術に関する資質向上のための研修の実施
- 3 奄美地域の自然体験活動に関係する施設の運営の協力
- 4 奄美地域の自然環境の保全と地域振興のための普及啓発
- 5 組織職員による奄美地域の自然体験活動及び自然環境保全に関する研修の実施
- 6 その他の必要な活動

事業名等	シ 鳥獣保護対策事業		事業年度	昭和38～
実施主体	県		負担割合	県10/10（一部環境保全基金充当）
令和7年度 当初予算額	12,394千円	(根拠法令等) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		
令和6年度 当初予算額	11,152千円			

〈目 的〉

野生鳥獣の保護増進を図るため、鳥獣保護区の指定管理、生息調査及び保護思想の普及啓発等を行う。

〈事業内容〉

- 1 鳥獣保護区の指定・管理
鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区の指定やその管理運営を行う。
- 2 鳥獣保護思想の普及啓発
愛鳥週間作品コンクールを実施し、ポスターの優秀作品を表彰する。
愛鳥思想高揚のための教育・クラブ活動等が活発で、他の学校の模範となる学校を愛鳥モデル校に指定する。
傷病野生鳥獣の保護・治療を実施する。
- 3 鳥獣生息調査（キジ・ヤマドリ出合数調査、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査等）
狩猟解禁日（11月15日）にキジ・ヤマドリ出合数調査、1月16日にガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。
- 4 鳥獣保護管理員設置事業
県下に102名の鳥獣保護管理員を任命・配置し、鳥獣保護区等の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施する。

事業名等	ス 特定地域鳥獣保護管理事業		事業年度	平成8～
実施主体	市町村		負担割合	県1/2、市町村1/2
令和7年度 当初予算額	5,937千円	(根拠法令等) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		
令和6年度 当初予算額	5,937千円			

〈目 的〉

出水平野におけるツル類の集中化の改善と農作物被害軽減のため、国指定出水・高尾野鳥獣保護区内の東干拓地区において、生息環境の改善・整備を行う。

〈事業内容〉

- 1 休遊地の確保（農地の借上げ）
ツルの渡来期間中に、東干拓地区の海側の農地を借り上げて、ツルのための休遊地として確保する。
- 2 ネグラの整備
休遊地内にネグラを設置し、借り上げ期間終了後農地に復旧する。
- 3 給餌事業
休遊地において広く粗く給餌する。
- 4 環境等調査、羽数調査の実施
- 5 監視 県ツル保護会に依頼

事業名等	セ 屋久島・奄美世界自然遺産管理運営推進事業		事業年度	令和4～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	1,825千円	(根拠法令等) 世界自然遺産、屋久島環境文化村マスタープラン		
令和6年度 当初予算額	2,229千円			

〈目 的〉

屋久島・奄美の世界自然遺産としての価値の維持を図るため、世界遺産関係都道府県主管課長会議への参画や県有地の管理等を行う。

〈事業内容〉

- 1 世界遺産関係都道府県主管課長会議への参画
- 2 屋久島環境文化村構想推進
- 3 屋久島山岳部利用対策
- 4 奄美の県有地管理

事業名等	ソ 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託事業		事業年度	平成3～
実施主体	県, 町, (公財)屋久島環境文化財団		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	224,695千円	(根拠法令等) 屋久島環境文化村マスタープラン		
令和6年度 当初予算額	190,171千円			

〈目 的〉

屋久島環境文化村構想を推進する拠点となる屋久島環境文化村中核施設の管理運営等を行う。

〈事業内容〉

1 屋久島環境文化村中核施設管理運営委託

屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営を指定管理者として指定した公益財団法人屋久島環境文化財団が行う。

屋久島環境文化村中核施設利用状況（平成8年7月開館）

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
屋久島環境文化村センター入館者数	63,011	35,225	30,757	42,417	46,136
屋久島環境文化研修センター入館者数	7,342	2,794	5,853	5,555	6,725

2 屋久島環境文化村中核施設設備整備（新規）

屋久島環境文化村センターの職員駐車場整備，雨漏り調査設計

屋久島環境文化研修センターの屋根雨漏り対策工事，公用車交換，非常用発電機（本体）交換

事業名等	タ 奄美世界自然遺産保全・活用推進事業		事業年度	令和7～
実施主体	県		負担割合	国5/10, 県5/10
令和7年度 当初予算額	56,525千円	(根拠法令等) 奄美の世界自然遺産		
令和6年度 当初予算額	51,252千円			

〈目 的〉

世界自然遺産に登録された奄美の適切な保全・管理の継続的な実施に向けて，自然環境の保全と利用の両立など必要な取組を推進する。

〈事業内容〉

1 検討会・部会等の開催

2 利用の適正化（保護上重要な地域における利用ルールの実用等）

3 自然環境に配慮した公共事業

4 貴重な生態系の保全

5 奄美トレイルの推進

6 奄美の世界自然遺産に係る普及啓発

事業名等	チ 鳥インフルエンザ環境調査事業		事業年度	平成21～
実施主体	県		負担割合	県10/10
令和7年度 当初予算額	1,094千円	(根拠法令等) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		
令和6年度 当初予算額	1,094千円			

〈目 的〉

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見し，野生鳥獣の保護や人・家きんへの感染予防に資するため，死亡野鳥のウイルス検査を実施するとともに，初動防疫体制の整備を図る。

〈事業内容〉

1 死亡野鳥調査

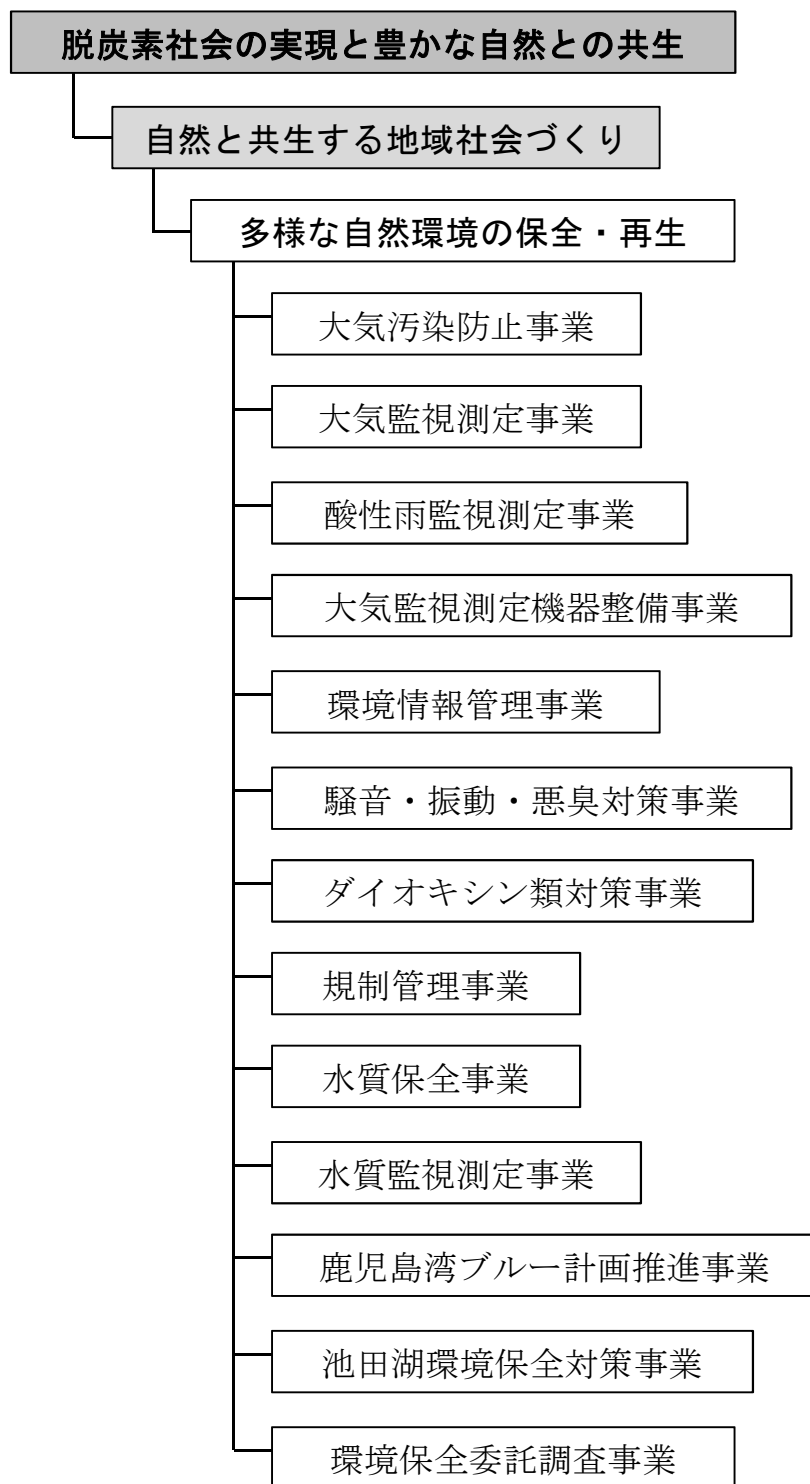
野鳥の死亡個体，負傷個体を収容した後，検査試料を採取して簡易検査を実施，さらに試料を国（検査機関）等へ送付する。

2 早期警戒期間における野鳥監視活動

渡り鳥の飛来初期での高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点から9月～10月を早期警戒期間として出水地域での野鳥の巡回監視を実施する。

5 環境保全課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア 大気汚染防止事業		事業年度	昭和 45～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	73 千円	(根拠法令等) 大気汚染防止法, 県公害防止条例		
令和 6 年度 当初予算額	95 千円			

〈目 的〉

大気汚染防止法, 県公害防止条例に規定する施設の届出書の受理・審査, 立入検査, 指導を行う。

〈事業内容〉

- 1 大気汚染防止法に規定するばい煙, 粉じん発生施設設置等届出の受理・審査や施設の立入検査等
- 2 県公害防止条例に規定するばい煙, 粉じんに係る特定施設設置等届出の受理・審査や施設の立入検査等

事業名等	イ 大気監視測定事業		事業年度	昭和 46～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	41,697 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 大気汚染防止法, 県公害防止条例		
令和 6 年度 当初予算額	37,047 千円			

〈目 的〉

大気環境中の PM2.5, 光化学オキシダント, 二酸化硫黄等を監視測定し, 大気汚染の未然防止に努める。また, ばい煙発生施設の排出基準監視及び大気中の有害大気汚染物質のモニタリングを行う。

〈事業内容〉

- 1 大気測定局, 大気測定車による一般環境大気の監視測定
- 2 ばい煙発生施設の排出基準監視
- 3 大気監視測定局等の維持管理
- 4 大気監視テレメータシステムの維持管理
- 5 有害大気汚染物質のモニタリング調査

一 般 環 境 大 気 測 定 局 一 覧 表 (設置主体が鹿児島県のもの)

市 町	測 定 局	測 定 項 目								
		SO ₂	NO _x	O _x	SPM	NMHC	THC	PM2.5	CO	風向・風速 その他
鹿 児 島 市	環 境 保 健 セ ン タ ー	○		○	○					○
南 さ つ ま 市	南 さ つ ま			○				○		○
出 水 市	出 水			○				○		○
薩 摩 川 内 市	隈 之 城	○	○	○	○	○	○	○		○
いちき串木野市	羽 島	○	○	○	○	○	○	○		○
霧 島 市	霧 島	○	○	○	○			○		○
鹿 屋 市	鹿 屋	○	○	○	○	○	○	○		○
志 布 志 市	志 布 志	○	○	○	○	○	○			○
東 串 良 町	東 串 良	○	○	○	○	○	○			○
奄 美 市	奄 美			○				○		○
計		7	6	10	7	5	5	7	0	10
		—								

自 動 車 排 出 ガ ス 測 定 局 一 覧 表 (設置主体が鹿児島県のもの)

市	測 定 局	測 定 項 目								
		SO ₂	NO _x	O _x	SPM	NMHC	THC	PM2.5	CO	風向・風速 その他
薩 摩 川 内 市	薩 摩 川 内	○	○		○	○	○	○	○	交通量

事業名等	ウ 酸性雨監視測定事業		事業年度	昭和 63～
実施主体	県		負担割合	国 10/10 (一部県 10/10)
令和 7 年度 当初予算額	3,559 千円	(根拠法令等) 環境基本法		
令和 6 年度 当初予算額	14,878 千円			

〈目 的〉

国の委託を受けて, 屋久島で越境大気汚染モニタリング業務を行う。また, 酸性雨の実態把握のためのモニタリング調査を継続して行う。

〈事業内容〉

- 1 屋久島における酸性雨モニタリング（植生）及び国設酸性雨測定所の管理
- 2 環境保健センターにおける酸性雨モニタリングの実施

事業名等	エ 大気監視測定機器整備事業		事業年度	昭和 46～
実施主体	県		負担割合	県 10/10（一部国 10/10）
令和 7 年度 当初予算額	35,240 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 騒音規制法, 振動規制法, 悪臭防止法, 大気汚染防止法, 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則, 電源立地地域対策交付金交付規則		
令和 6 年度 当初予算額	20,165 千円			

〈目 的〉

大気監視測定に必要な機器の整備等を行い、大気保全対策の推進を図る。

〈事業内容〉

大気, 悪臭, 騒音・振動測定に必要な機器の整備・維持管理

事業名等	オ 環境情報管理事業		事業年度	平成 7～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	1,740 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法, 土壤汚染対策法, 公害防止組織法, 県公害防止条例		
令和 6 年度 当初予算額	1,572 千円			

〈目 的〉

環境保全関係届出情報管理システムにおいて、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律等に基づく届出等の情報について、台帳等による管理を行う。

〈事業内容〉

- 1 大気汚染防止法及び県公害防止条例に基づくばい煙, 粉じん, 騒音, 悪臭発生施設に係る各種届出情報等の台帳管理
- 2 水質汚濁防止法及び県公害防止条例に基づく特定施設に係る各種届出情報の台帳管理
- 3 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく各種届出情報の台帳管理

事業名等	カ 騒音・振動・悪臭対策事業		事業年度	昭和 46～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	4,102 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 騒音規制法, 振動規制法, 悪臭防止法, 県公害防止条例		
令和 6 年度 当初予算額	3,936 千円			

〈目 的〉

工場・事業場等の事業活動に伴い発生する騒音・振動・悪臭について規制を行うことにより、生活環境の保全に資する。

〈事業内容〉

- 1 騒音規制法等に基づき規制する地域の指定, 指定に係る実態調査及び背景調査の実施
- 2 鹿児島空港及び鹿屋飛行場に係る航空機騒音の監視測定
- 3 深夜営業騒音の規制・指導
- 4 県公害防止条例に基づく届出の受理・審査, 立入検査・指導
- 5 自動車交通騒音の監視測定
- 6 新幹線鉄道に係る騒音及び振動の監視測定

事業名等	キ ダイオキシン類対策事業		事業年度	平成 12～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	2,968 千円	(根拠法令等) ダイオキシン類対策特別措置法		
令和 6 年度 当初予算額	2,975 千円			

〈目 的〉

ダイオキシン類に係る大気, 水質（底質含む）, 地下水及び土壌の常時監視調査を行う。

〈事業内容〉

常時監視調査の実施：12 地点

事業名等	ク 規制管理事業		事業年度	昭和 50～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	1,008 千円	(根拠法令等) 大気汚染防止法, 水質汚濁防止法, ダイオキシン類対策特別措置法, 公害防止組織法, P R T R 法		
令和 6 年度 当初予算額	1,151 千円			

〈目 的〉

工場・事業場における公害の未然防止指導を行うとともに、公害防止管理者等の設置を指導する。
また、P R T R 法に基づく届出の受理・送付・集計・交付等を行う。

〈事業内容〉

- 1 環境審議会の大気環境部会及び水環境部会の開催, 調査審議
- 2 公害防止組織法に基づく届出の受理・審査, 指導
- 3 大気, 水質, 騒音, 粉じん等の公害の未然防止指導
- 4 P R T R 法に基づく届出等に係る権限移譲交付金の交付

事業名等	ケ 水質保全事業		事業年度	昭和 46～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	8,552 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 水質汚濁防止法, 土壌汚染対策法, 県公害防止条例		
令和 6 年度 当初予算額	2,309 千円			

〈目 的〉

水質汚濁防止法, 土壌汚染対策法及び県公害防止条例に基づく施設の届出書の受理・審査, 立入検査, 指導を行う。また, 水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行うための水質調査等を行う。

〈事業内容〉

- 1 水質汚濁防止法等施行事務
 - (1) 水質汚濁防止法や県公害防止条例に規定する特定施設の設置等届出の受理・審査
 - (2) 特定施設の状況を把握するための立入調査の実施
- 2 土壌汚染対策法施行事務
 - (1) 施設の廃止等に伴う調査結果の確認, 調査命令の発令等
 - (2) 土壌汚染が判明した区域の指定・公示
- 3 水生生物保全環境基準類型指定調査事業
水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行うため, 大隅半島東部海域に関する文献調査・水質調査等

事業名等	コ 水質監視測定事業		事業年度	昭和 46～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	27,633 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 水質汚濁防止法		
令和 6 年度 当初予算額	22,853 千円			

〈目 的〉

公共用水域及び地下水の水質の常時監視や工場・事業場からの排出水の規制を行うことにより, 県民の健康の保護と生活環境の保全に資する。

〈事業内容〉

- 1 水質環境基準監視
 - (1) 公共用水域及び地下水の水質の常時監視
県内の 37 河川 42 水域, 4 湖沼 4 水域, 8 海域 24 水域について水質汚濁状況等を監視
また, 136 地点において, 地下水の水質調査を実施
 - (2) 海水浴場調査
県内の主要 24 海水浴場について, 水質等の現状を把握するための水質調査の実施
 - (3) 水質測定計画策定
県内の公共用水域及び地下水の水質常時監視についての国等との協議, 並びに計画の策定
- 2 排水基準監視
工場・事業場からの排出水の監視

事業名等	サ 鹿児島湾ブルー計画推進事業		事業年度	昭和 54～
実施主体	県		負担割合	県 10/10 (一部環境保全基金運用益充当)
令和 7 年度 当初予算額	768 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 水循環基本法, 鹿児島湾水質環境管理計画		
令和 6 年度 当初予算額	23, 222 千円			

〈目 的〉

鹿児島湾ブルー計画を推進するため、研修会の開催等により普及啓発を行うとともに、自発的な実践活動を促進して、県民の環境保全意識の高揚を図る。

○鹿児島湾ブルー計画：平成 17 年度～

〈事業内容〉

- 1 鹿児島湾水質保全推進協議会等の運営
行政や住民団体、事業者団体などで組織する協議会の開催による相互の情報交換、水質保全に向けた自主的・積極的な実践活動の促進
- 2 鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会への支援
鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会において実施する湾奥地域での啓発事業、実践活動への支援

事業名等	シ 池田湖環境保全対策事業		事業年度	昭和 58～
実施主体	県		負担割合	県 10/10 (一部環境保全基金運用益充当)
令和 7 年度 当初予算額	339 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 水循環基本法, 池田湖水質環境管理計画		
令和 6 年度 当初予算額	339 千円			

〈目 的〉

南薩畑地かんがい事業による導水事業等の影響把握や関係市と県で構成する協議会による啓発活動等により、池田湖水質環境管理計画の推進を図る。

○池田湖水質環境管理計画期間：令和 3 年度～

〈事業内容〉

- 1 池田湖水質環境保全対策協議会への支援
- 2 池田湖導水河川等の水質調査

事業名等	ス 環境保全委託調査事業		事業年度	昭和 59～
実施主体	県		負担割合	国 10/10
令和 7 年度 当初予算額	1, 003 千円	(根拠法令等) 環境基本法, 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律, 大気汚染防止法		
令和 6 年度 当初予算額	931 千円			

〈目 的〉

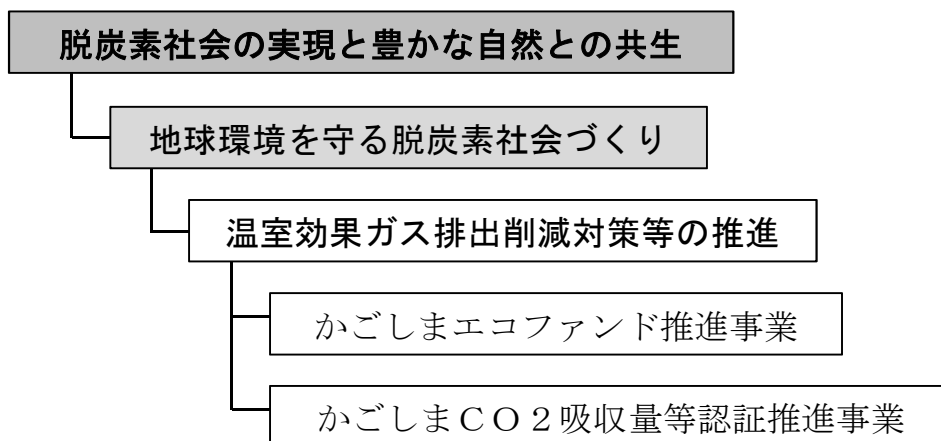
国の委託を受けて、本県における化学物質による環境汚染の実態を把握するとともに、分析技術の向上と今後の環境行政の推進に資する。

〈事業内容〉

- 1 詳細環境調査
化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行う際の基礎資料とするための調査
- 2 モニタリング調査
環境残留性が高く、環境残留実態の推移の把握が必要な物質を経年的に把握するための調査

6 森林経営課

(1) 施策体系



(2) 事業概要

事業名等	ア かごしまエコファンド推進事業		事業年度	平成 23～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	1,661 千円	(根拠法令等) 県地球温暖化対策推進条例，県地球温暖化対策実行計画		
令和 6 年度 当初予算額	1,661 千円			

〈目 的〉

事業者及び県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進するため，県内における事業活動や社会活動により発生する温室効果ガスのうち，自ら削減できない排出量について，森林整備によるＣＯ₂吸収量により埋め合わせを行う取組を推進する。

〈事業内容〉

間伐等の森林整備及びクレジット（認証されたＣＯ₂吸収量）代金の活用方策をプロジェクトとして登録し，プロジェクトに基づき実施された森林整備によるＣＯ₂吸収量をクレジットとして販売する「かごしまエコファンド制度」の運用

事業名等	イ かごしまＣＯ₂吸収量等認証推進事業		事業年度	令和 7～
実施主体	県		負担割合	県 10/10
令和 7 年度 当初予算額	2,904 千円	(根拠法令等) 県地球温暖化対策推進条例，県地球温暖化対策実行計画		
令和 6 年度 当初予算額	2,904 千円			

〈目 的〉

森林資源の循環利用により吸収・固定・削減されたＣＯ₂量を県が認証し，地球温暖化対策への貢献度を「見える化」することにより，県民等による森林吸収源対策の取組を促進する。

〈事業内容〉

鹿児島県二酸化炭素削減・吸収量等認証審査会の運営，ＣＯ₂固定量認証に係る申請受付，市町村と連携した森林資源の循環利用に関する普及・啓発

VI 資料編

1 屋久島環境文化村中核施設の概要

(1) 屋久島環境文化村センター

ア 設置場所等

- ・ 所在地：屋久島町宮之浦 823 番地 1
- ・ 延床面積：約 2,600 m²（敷地面積：約 6,260 m²）
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造 地上 2 階，地下 1 階

イ 主な施設内容：大型映像ホール（250 席），展示ホール レクチャー室（3 室）
交流ホール，物産コーナー，物販コーナー，プラザ（野外施設）

ウ 位置づけ・機能

- ・ 屋久島の自然，文化に関する情報提供（インフォメーション機能）
気象，地質，動植物相，風土，歴史，文化など
- ・ 環境学習の普及・推進（ゲート，オリエンテーション機能）
情報収集，広報誌，講演会，活動支援，案内など
- ・ 地域内外を結ぶ交流（ロビー機能）
情報の受発信，特産物の販売，活動への人的サポートなど
- ・ 屋久島環境文化村構想推進の核（センター機能）
財団事務局，各施設の紹介，共同企画の実施，情報誌の提供など

(2) 屋久島環境文化研修センター

ア 設置場所等

- ・ 所在地：屋久島町安房前岳 2739 番地 343
- ・ 延床面積：約 2,670 m²（敷地面積：約 24,870 m²）
- ・ 構造：木造・一部鉄筋コンクリート造 地上 2 階

イ 主な施設内容：レクチャー室（3 室），視聴覚室（80 人収容），談話コーナー
宿泊室（一般 40 人，ゲスト 10 人，計 50 人），屋根付キャンプサイト

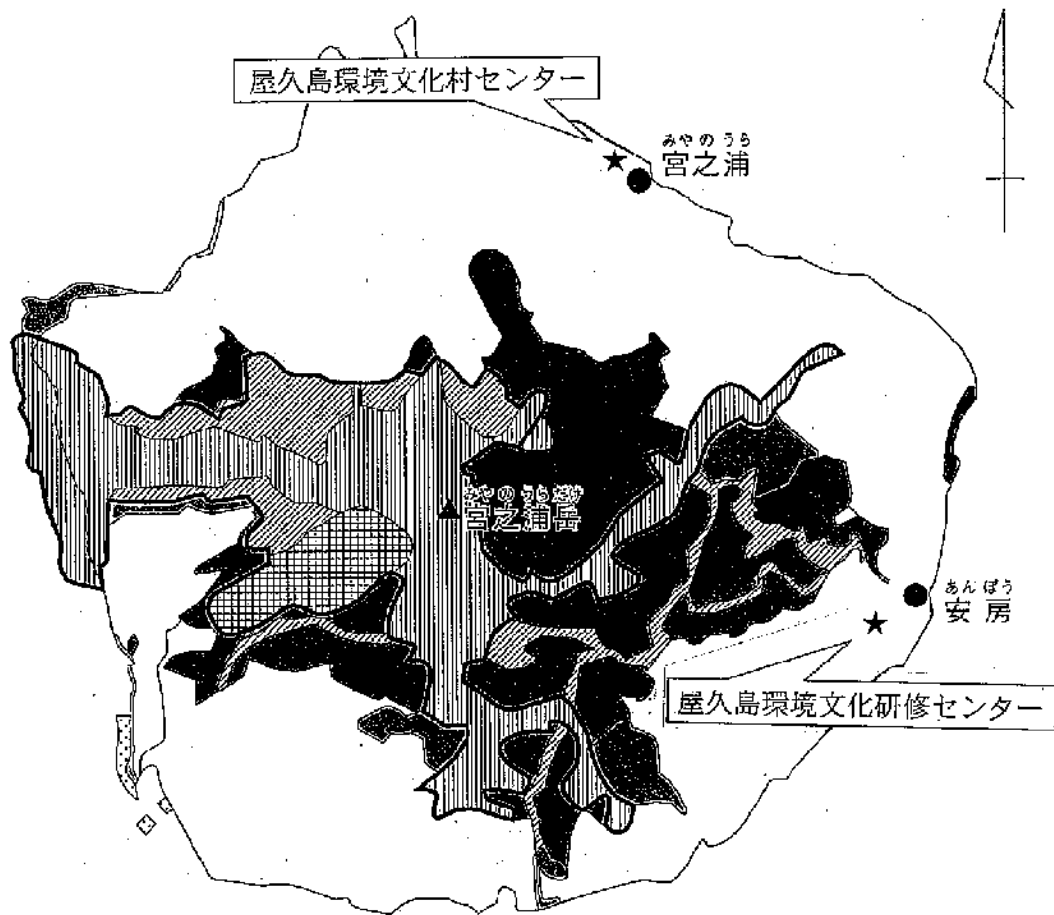
ウ 位置づけ・機能

- ・ 環境学習の推進及び人材の養成（研修機能）
自然，風土，歴史，文化など環境学習に関する研修
ガイドセミナー等人材養成のための専門研修
- ・ 研修参加者相互の語らいの場（交流機能）
研修参加者相互のコミュニケーションの場
屋久島に関わりのある人や研究者も含めた交流の場
- ・ 研修参加者を対象とした宿泊提供（宿泊機能）
研修参加者に対応する宿泊室等のサービス提供

(3) 経緯

平成 4 年	11 月	屋久島環境文化村マスタープラン公表
5 年	5 月	中核施設基本計画公表
6 年	6 月	中核施設基本設計公表
6 年	10 月	中核施設実施設計策定
7 年	1 月	中核施設造成工事着手
7 年	3 月	中核施設建築工事起工式
8 年	3 月	屋久島環境文化研修センター完工
8 年	6 月	屋久島環境文化村センター完工
8 年	7 月	中核施設開館

世界遺産登録地域



凡 例	全体面積 (ha)	登録地域面積 (ha)	備 考
特別保護地区	7,478	7,419	
第1種特別地域	2,595	2,109	森林生態系保護地域保存地区
第2種特別地域	2,010	0	9,600 ha
第3種特別地域	8,906	0	特別天然記念物
海域公園地区	114.4	0	4,393 ha
原生自然環境保全地域	1,219	1,219	
計	22,322.4	10,747	

2 ごみ処理施設の整備状況

(1) ごみ処理状況

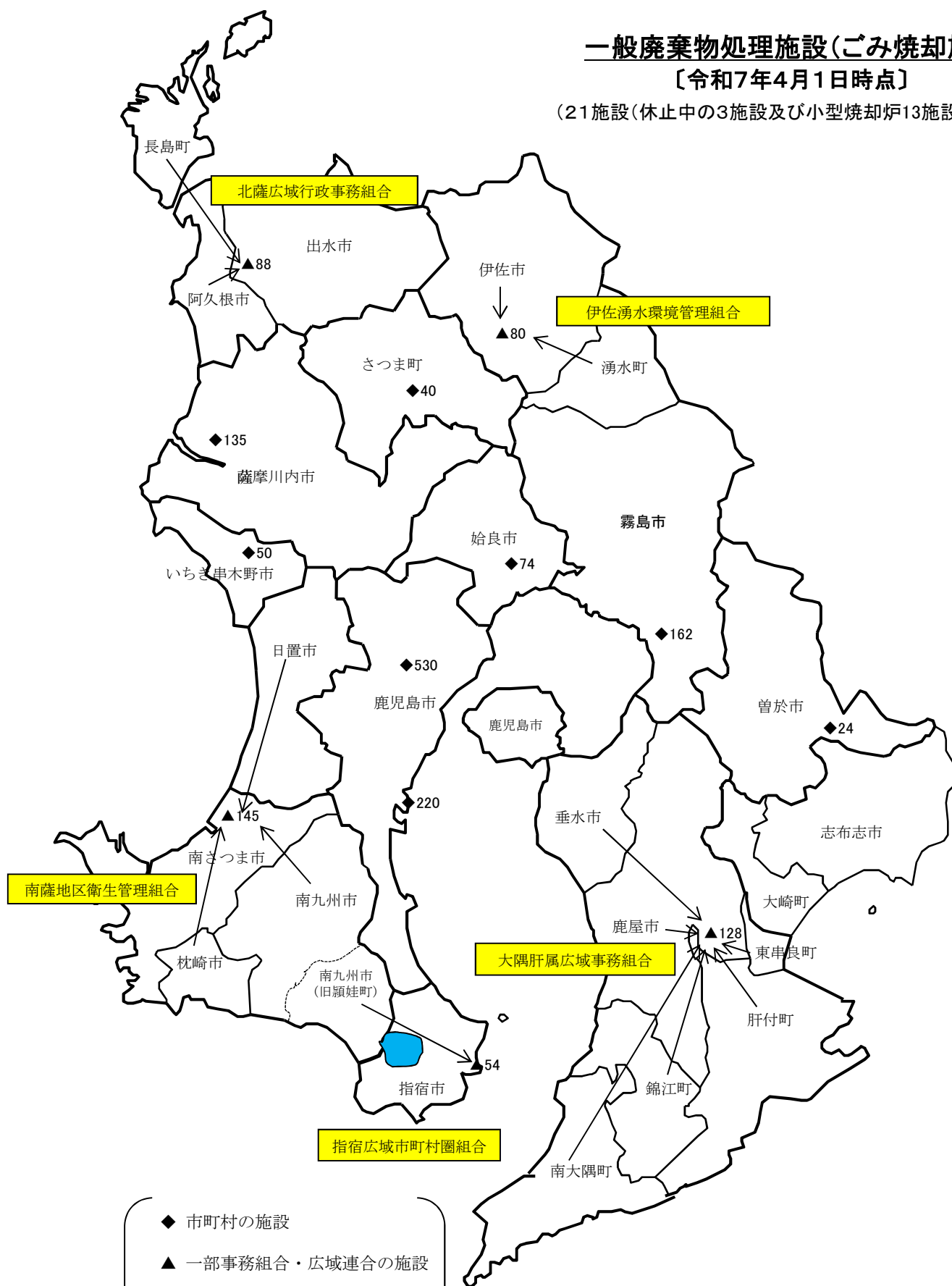
(単位：トン)

年度 処理方法		30		元		2		3		4	
処 理 量	焼 却	432,672	77.9	431,647	78.6	420,737	77.4	405,547	76.9	404,660	76.6
	埋 立	11,725	2.1	11,984	2.2	11,832	2.2	9,017	1.7	8,824	1.7
	中間処理 (焼却以外)	78,022	14.1	74,471	13.6	80,779	14.9	84,207	16.0	86,911	16.4
	直接資源化	30,200	5.4	28,079	5.1	27,933	5.1	26,121	5.0	25,880	4.9
	計	552,619	99.5	546,181	99.4	541,281	99.6	524,892	99.6	526,275	99.6
集団回収量		3,052	0.5	3,046	0.6	2,428	0.4	2,313	0.4	2,128	0.4
合 計		555,671	100.0	549,227	100.0	543,709	100.0	527,205	100.0	528,403	100.0

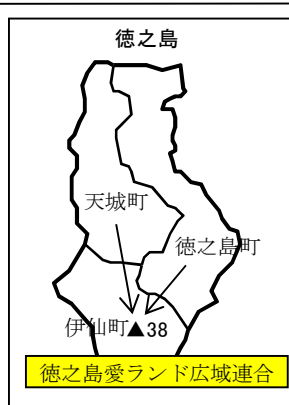
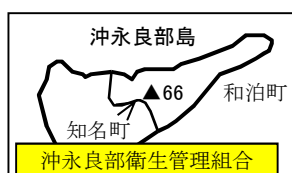
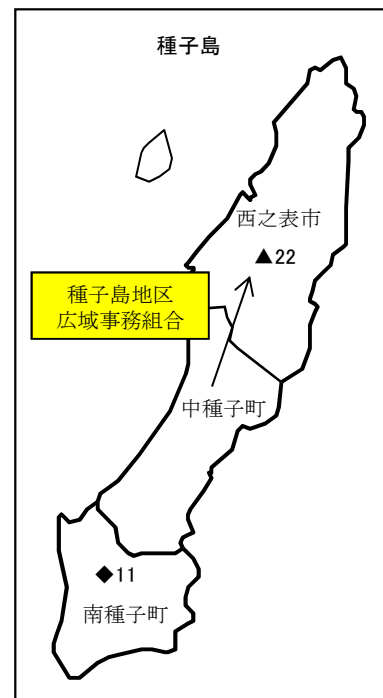
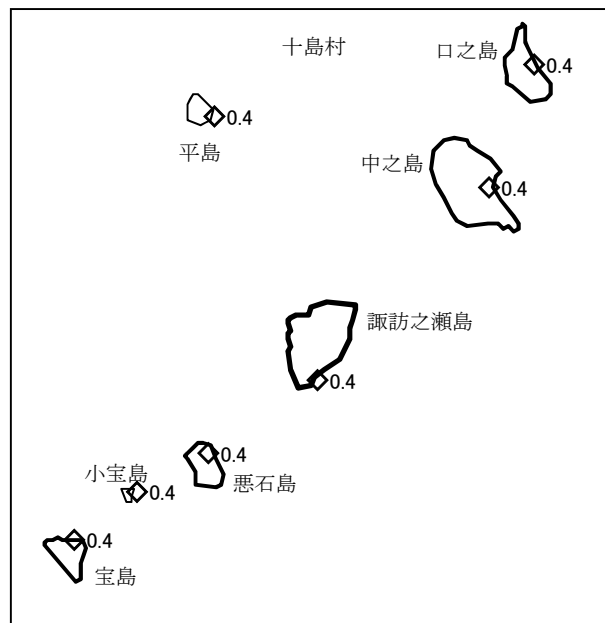
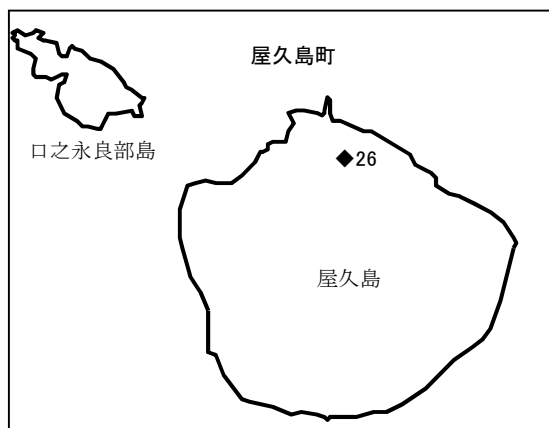
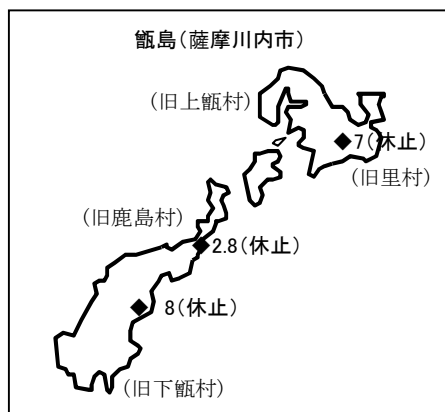
一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)

〔令和7年4月1日時点〕

(21施設(休止中の3施設及び小型焼却炉13施設は除く))



**一般廃棄物処理施設
(ごみ焼却施設)**
〔令和7年4月1日現在〕



(2) ごみ処理(焼却施設)における広域処理(一部事務組合の状況)

(令和7年4月1日現在)

一部事務組合	処理能力 t/日	事務所所在地	設立年月日	構成市町村
指宿広域市町村圏組合	54	指宿市	S46.10.1	指宿市, 南九州市(旧瀬田町)
南薩地区衛生管理組合	145	南さつま市	H19.4.1	枕崎市, 南さつま市, 南九州市(旧知覧町, 旧川辺町), 日置市
大島地区衛生組合	100	奄美市	S48.8.17	奄美市, 大和村, 龍郷町, 宇検村, 瀬戸内町
沖永良部衛生管理組合	66	和泊町	S51.4.1	和泊町, 知名町
伊佐湧水環境管理組合	80	伊佐市	S51.10.12	伊佐市, 湧水町
北薩広域行政事務組合	88	出水市	S58.4.1	出水市, 阿久根市, 長島町
大隅肝属広域事務組合	128	鹿屋市	H21.4.1	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
種子島地区広域事務組合	22	西之表市	H11.6.1	西之表市, 中種子町
徳之島愛ランド広域連合	38	伊仙町	H13.3.8	徳之島町, 天城町, 伊仙町
計	721 (9施設)			

(参考) 単独の市町村による焼却施設<()は処理能力t/日>

鹿児島市(2施設750), 薩摩川内市(135), 曾於市(24), 霧島市(162),
いちき串木野市(50), 姶良市(74), さつま町(40), 南種子町(11), 屋久島町(26),
喜界町(8), 与論町(8), 瀬戸内町(2施設0.8), 三島村(4施設1.9), 十島村(7施設2.8)

計: 6市6町2村(25施設1, 293.5t/日) 合計: 34施設2, 014.5t/日

3 し尿処理施設の整備状況

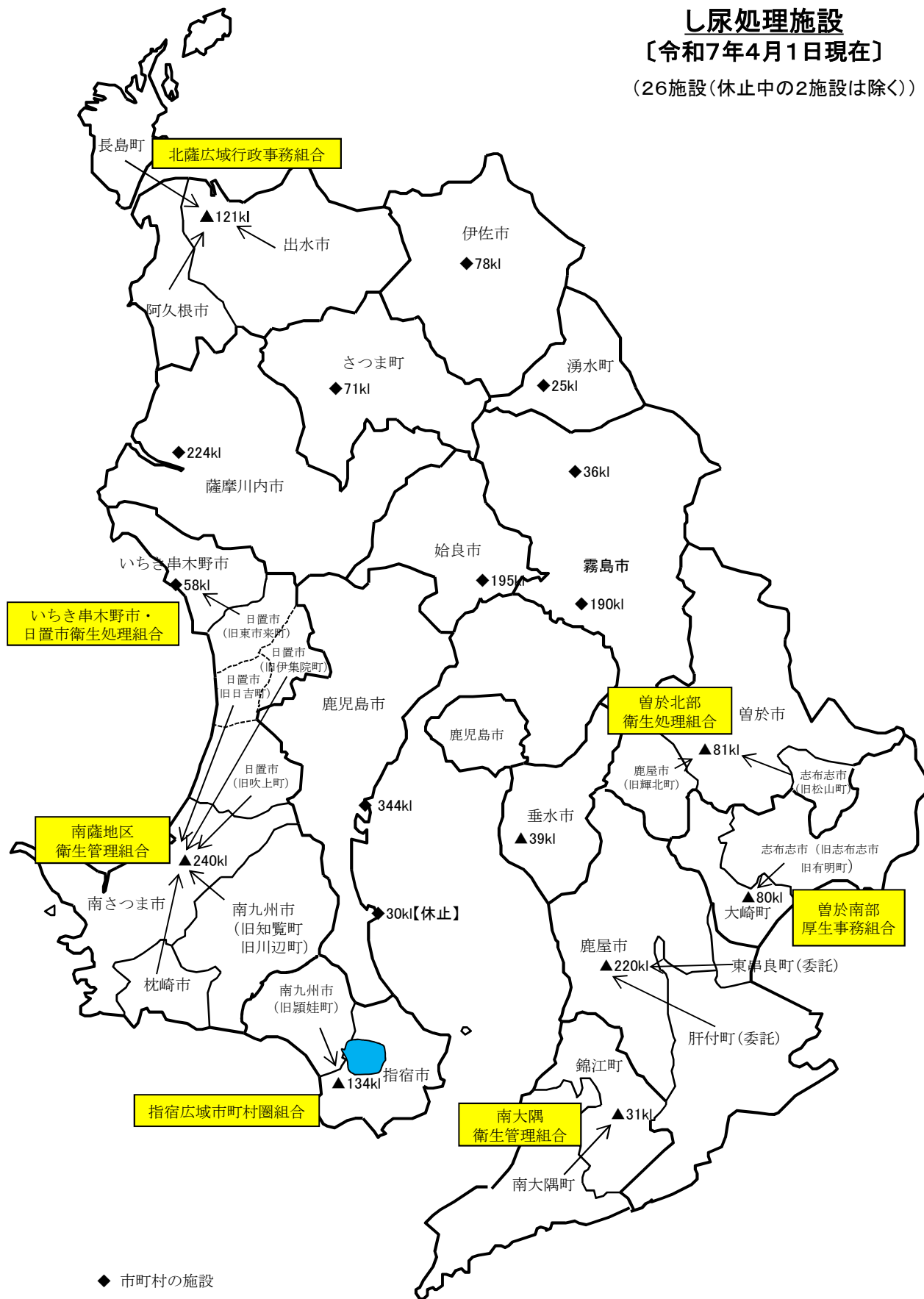
(1) し尿処理状況

(単位:キロリットル, %)

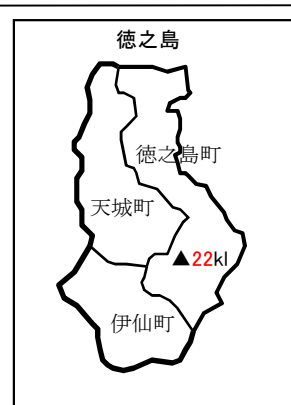
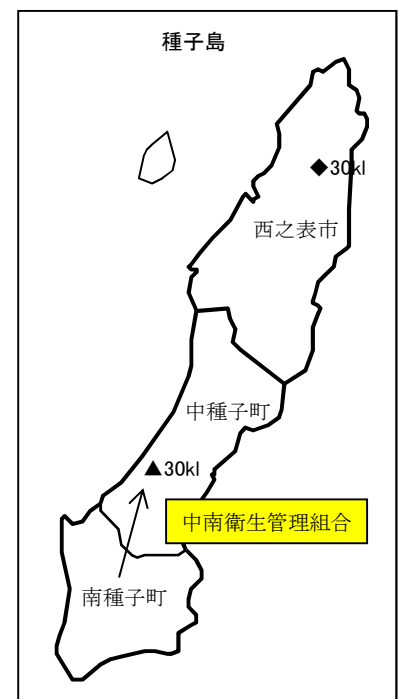
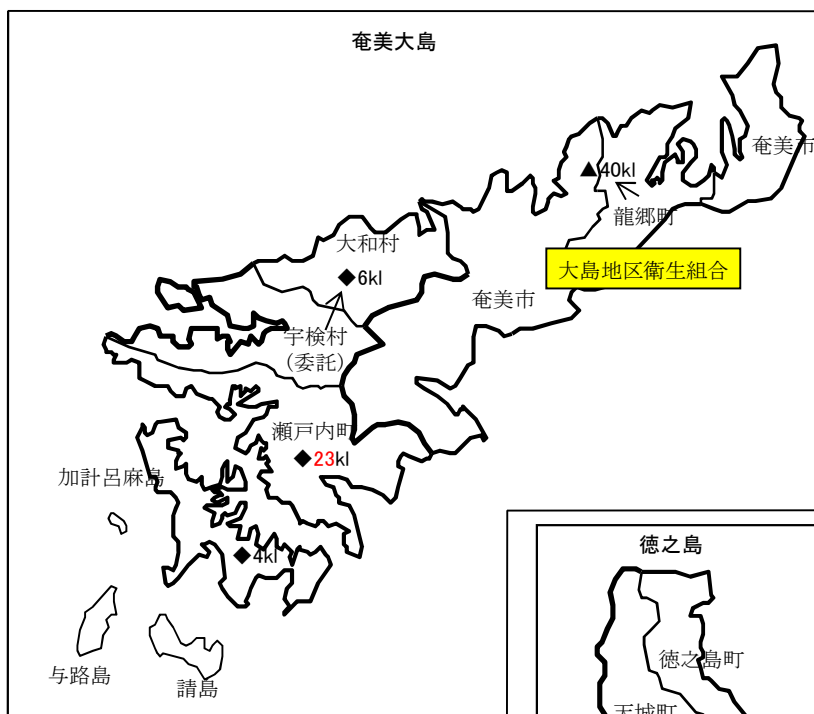
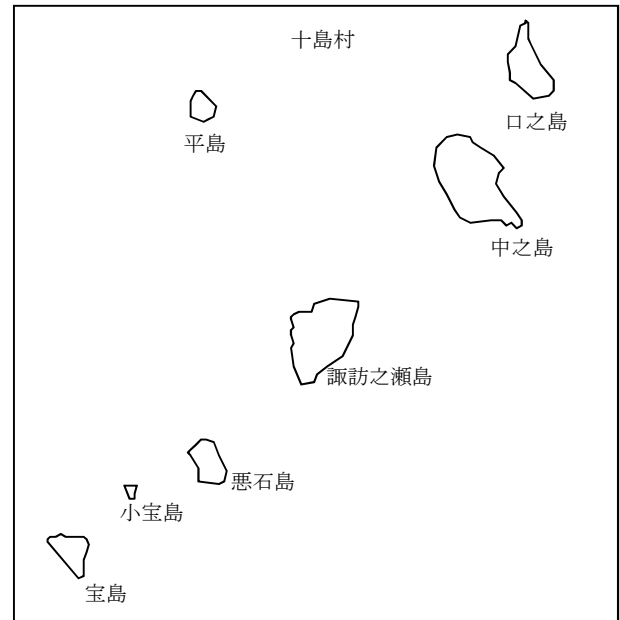
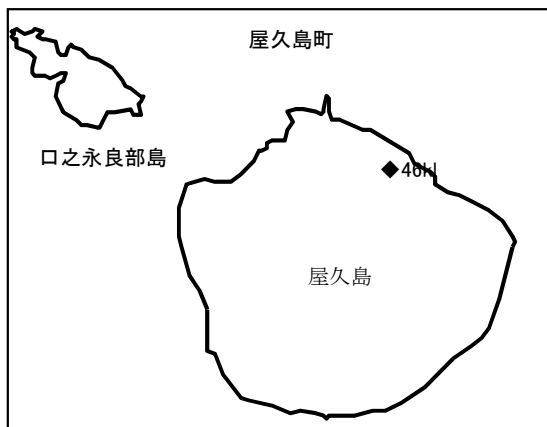
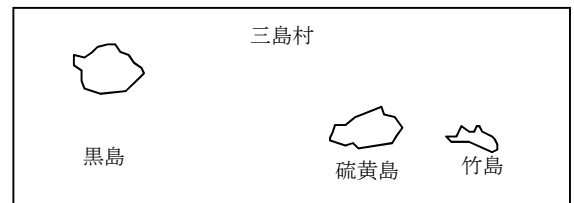
		25		26		27		28		29	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
処 理 量	し尿処理施設	707,350	97.7	699,746	97.7	696,369	97.8	714,712	97.8	715,573	97.6
	農地還元	12,381	1.7	15,458	2.2	11,742	1.6	12,462	1.7	13,648	1.9
	その他	4,037	0.6	592	0.1	3,996	0.6	3,642	0.5	3,863	0.5
	計	723,768	100.0	715,796	100.0	712,107	100.0	730,816	100.0	733,084	100.0
自家処理		333	0.0	304	0.0	240	0.0	183	0.0	162	0.0
合 計		724,101	100.0	716,100	100.0	712,347	100.0	730,999	100.0	733,246	100.0
		30		元		2		3		4	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
処 理 量	し尿処理施設	721,373	98.3	714,287	99.2	723,949	98.3	715,977	97.2	715,286	97.3
	農地還元	10,374	1.4	2,753	0.4	9,638	1.3	7,068	1.0	6,976	0.9
	その他	2,066	0.3	2,582	0.4	2,682	0.4	13,321	1.8	12,595	1.7
	計	733,813	100.0	719,622	100	736,269	100	736,366	100	734,857	100
自家処理		162	0.0	151	0.0	157	0.0	159	0.0	143	0.0
合 計		733,975	100.0	719,773	100	736,426	100	736,525	100	735,000	100

し尿処理施設 〔令和7年4月1日現在〕

(26施設(休止中の2施設は除く))



し尿処理施設 〔令和7年4月1日現在〕



(2) し尿処理における広域処理

ア 一部事務組合

(令和7年4月1日現在)

一部事務組合	処理能力	事務所所在地	設立年月日	構成市町村
	kl/日			
いちき串木野市・日置市衛生処理組合	58	いちき串木野市	S38.1.10	いちき串木野市, 日置市(旧東市来町)
南薩地区衛生管理組合	240	南さつま市	H19.4.1	枕崎市, 日置市(旧吹上町, 旧伊集院町, 旧日吉町), 南さつま市, 南九州市(旧知覧町, 旧川辺町)
指宿広域市町村圏組合	134	指宿市	S46.10.1	指宿市, 南九州市(旧顚娃町)
曾於北部衛生処理組合	81	曾於市	S46.11.1	曾於市, 鹿屋市(旧輝北町), 志布志市(旧松山町)
南大隅衛生管理組合	31	錦江町	S47.5.13	錦江町, 南大隅町
中南衛生管理組合	30	中種子町	S48.5.10	中種子町, 南種子町
北薩広域行政事務組合	121	出水市	S58.4.1	阿久根市, 出水市, 長島町
曾於南部厚生事務組合	80	志布志市	S61.4.1	志布志市(旧志布志町, 旧有明町), 大崎町
大島地区衛生組合	40	奄美市	S48.8.17	奄美市, 龍郷町
計	9施設			
9組合し尿処理施設	815			

イ 市町村

(令和7年4月1日現在)

市 町 村	処理能力	事務所所在地	設立年月日	構成市町村
	kl/日			
鹿屋市	220	鹿屋市	—	鹿屋市, 東串良町, 肝付町 (肝属東部衛生処理組合の廃止に伴いH27年4月から東串良町及び肝付町のし尿を受入)
大和村	6	大和村	—	大和村, 宇検村(大和村へし尿処理を委託)

(参考) 単独の市町村によるし尿処理施設<()は処理能力kl/日>

鹿児島市(344), 西之表市(30), 垂水市(39), 薩摩川内市(224),
霧島市(2施設226), 伊佐市(78), 姶良市(195), さつま町(71), 湧水町(25),
屋久島町(46), 瀬戸内町(2施設27), 徳之島町(22), 与論町(6)

計: 7市6町(15施設1, 333kl/日) 合計: 26施設2, 374kl/日

4 産業廃棄物の状況

(1) 産業廃棄物の業種別発生量（推計）

（単位：千トン）

種 類 \ 年 度		平成 2 2 年	平成 2 7 年	令和 2 年
農	業	6,024	5,923	5,889
鉱	業	104	42	0.02
建	設 業	882	700	1,028
製	造 業	975	1,183	1,072
電気・ガス・熱供給・水道業		9	10	3
運輸・情報通信業		3	14	7
サービス業		12	15	37
その他		496	478	133.4
合 計		8,504	8,365	8,170

(2) 産業廃棄物の種類別発生量（推計）

（単位：千トン）

種 類 \ 年 度		平成 2 2 年	平成 2 7 年	令和 2 年
燃	え 殻	5	4	8
汚	泥	706	580	536
廃	油	20	13	53
廃	酸	360	557	284
廃	アルカリ	11	57	47
廃	プラスチック類	53	46	118
紙	く ず	5	6	10
木	く ず	119	74	161
繊	維 く ず	1	1	1
動	植物性残さ	230	282	123
動	物系固形不要物	14	2	0
ゴ	ム く ず	0	0	0
金	属 く ず	56	41	58
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		47	70	168
鉱	さ い	101	32	0
が	れ き 類	735	626	674
ば	い じん	0	0	1
動	物のふん尿	6,013	5,912	5,878
動	物の死体	6	6	6
その他の産業廃棄物		2	2	20
特別管理産業廃棄物		18	54	25
合 計		8,504	8,365	8,170

（注）本ページの数値は、端数処理の関係で合計と内訳が一致しないことがあります。

(3) 産業廃棄物処理施設設置状況

() 書は、鹿児島市内分内書 (単位：施設)

年 度		R 元 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
処理施設						
中間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	76 (10)	77 (11)	76 (11)	76 (11)	76 (11)
	汚泥の乾燥施設	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)
	汚泥の焼却施設	8 (5)	6 (4)	6 (4)	6 (4)	6 (4)
	廃油の油水分離施設	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)
	廃油の焼却施設	7 (5)	5 (4)	5 (4)	5 (4)	5 (4)
	廃酸・廃アルカリの中和施設	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)
	廃プラスチックの破砕施設	39 (12)	39 (12)	42 (13)	48 (17)	57 (21)
	木くず又はがれき類の破砕施設	354 (69)	362 (70)	366 (71)	370 (71)	398 (84)
	廃プラスチック類の焼却施設	9 (5)	8 (5)	9 (6)	9 (6)	7 (6)
	その他の焼却施設	14 (7)	13 (7)	14 (8)	14 (8)	14 (8)
	コンクリート固形化施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	シアン分解施設	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)
	合 計	527(115)	530(115)	538(119)	548(123)	583(140)
最終 処 分 場	安定型最終処分場	29 (10)	29 (10)	29 (10)	29 (11)	29 (11)
	管理型最終処分場	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
	遮断型最終処分場	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合 計	31 (10)	31 (10)	31 (10)	31 (11)	31 (11)
合 計		565(131)	561(125)	569(129)	579(134)	614(151)

(4) 産業廃棄物処理業の許可状況 (1)

(知事許可分)

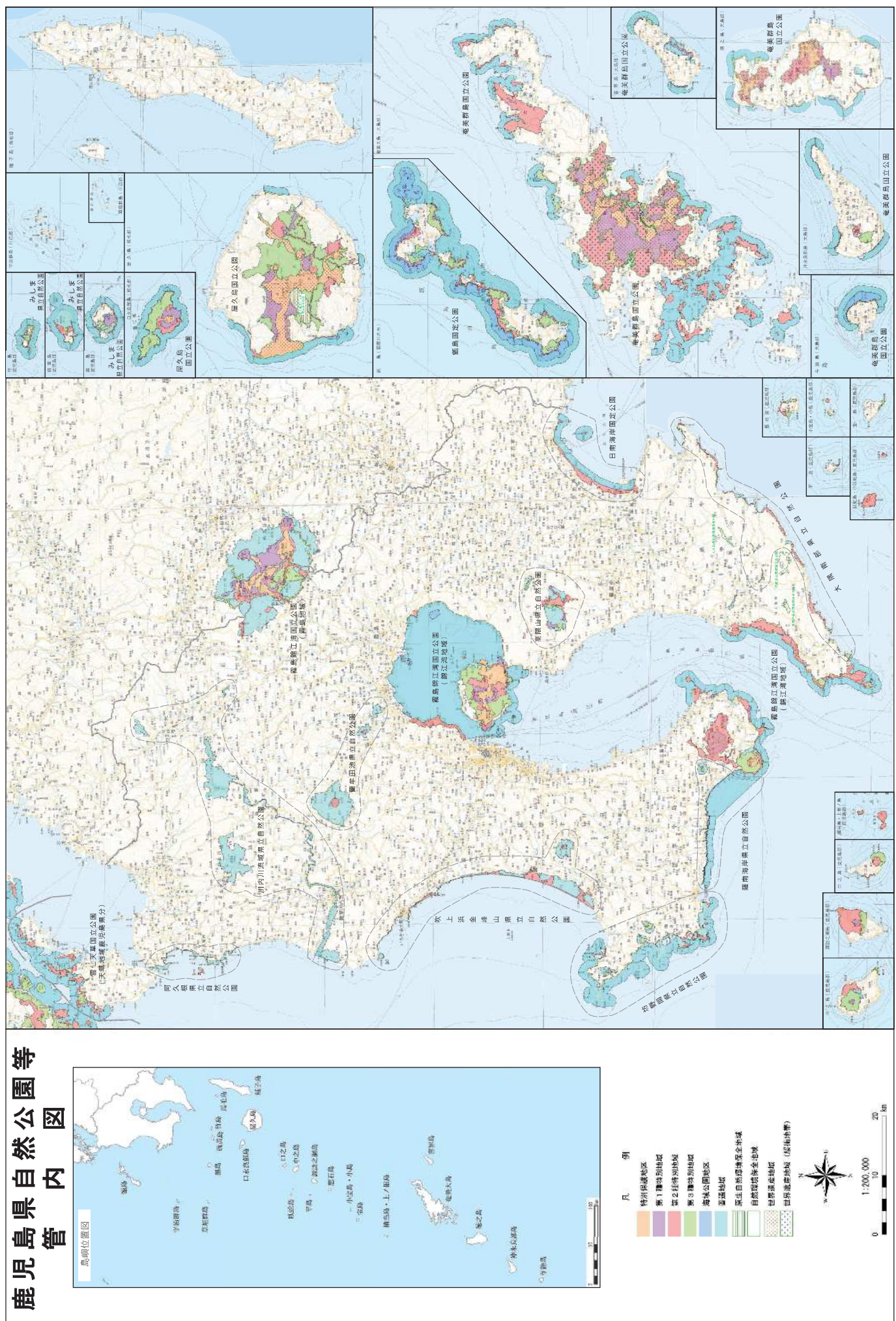
年 度		H29 年	H30 年	R 元 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
業 種								
収 集 運 搬 業		2,437	2,360	2,461	2,531	2,624	2,697	2,695
処 分 業	中 間 処 理 の み	255	254	254	254	256	265	279
	最 終 処 分 の み	6	6	5	7	7	7	7
	中間処理＋最終処分	11	11	11	10	10	9	9
計		2,709	2,631	2,731	2,802	2,897	2,978	2,990

産業廃棄物処理業の許可状況 (2)

(鹿児島市長許可分)

年 度		H29 年	H30 年	R 元 年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
業 種								
収 集 運 搬 業		170	168	156	156	158	161	160
処 分 業	中 間 処 理 の み	82	82	81	79	80	80	80
	最 終 処 分 の み	2	2	2	2	2	3	3
	中間処理＋最終処分	7	7	7	7	7	7	7
計		261	259	246	244	247	251	250

5 自然公園及び自然環境保全地域の概要



(1) 自然公園一覧表

(令和4年4月12日現在, 単位: ha)

区 分		項 目	指 定 年 月 日	面 積 (海 域 を 除 く)				海 域 公 園 地 区
				計	特別保護 地 区	特別地域	普通地域	
国立公園		霧島錦江湾国立公園	昭和 9. 3. 16	23,599.0	3,397.0	15,713.0	4,489.0	487.7
		屋久島国立公園	平成 24. 3. 16	24,566.0	7,669.0	16,832.0	65.0	170.9
		雲仙天草国立公園	昭和 31. 7. 20	1,447.0	—	1,447.0	—	—
		奄美群島国立公園	平成 29. 3. 7	42,196.0	5,248.0	35,378.0	1,570.0	1,124.0
		小 計		91,808.0	16,314.0	69,370.0	6,124.0	1,782.6
国定公園		日南海岸国定公園	昭和 30. 6. 1	1,038.9	—	1,038.9	—	—
		甌島国定公園	平成 27. 3. 16	5,447.0	86.0	5,303.0	58.0	6,759.7
		小 計		6,485.9	86.0	6,341.9	58.0	6,759.7
県 立 自然公園		吹上浜金峰山県立自然公園	昭和 28. 3. 31	3,736.0	—	1,133.0	2,604.0	—
		阿久根県立自然公園	〃	754.7	—	62.5	692.2	—
		坊野間県立自然公園	〃	3,151.0	—	620.0	2,531.0	—
		蘭牟田池県立自然公園	〃	3,937.7	—	187.5	3,750.2	—
		川内川流域県立自然公園	昭和 39. 4. 1	6,571.0	—	—	6,571.0	—
		高隈山県立自然公園	昭和 52. 6. 1	2,437.0	—	1,042.0	1,395.0	—
		大隅南部県立自然公園	〃	1,215.0	—	993.0	222.0	—
		トカラ列島県立自然公園	平成 4. 4. 1	4,619.0	—	4,503.0	116.0	—
		薩南海岸県立自然公園	令和 3. 4. 16	489.0	—	132.0	357.0	—
		みしま県立自然公園	令和 4. 4. 12	2,150.0	—	1,178.0	972.0	—
		小 計		29,060.4	—	9,851.0	19,210.4	—
自 然 公 園 計				127,354.3	16,400.0	85,562.9	25,392.4	8,542.3

(※合計は, 端数処理の関係上一致しない)

(注) 指定後の区域等の主な変更については次のとおりである。

① 霧島錦江湾国立公園

- ・昭和39年3月16日 霧島国立公園(昭和9年3月16日指定)に錦江湾国定公園(昭和30年9月1日指定)と屋久島地域を編入
- ・昭和45年7月1日 海域公園地区の設定
- ・昭和58年1月14日 屋久島地域の区域拡張(西部林道等)
- ・昭和60年9月5日 霧島地域の区域縮小(区域線の明確化)
- ・昭和62年8月28日 錦江湾地域の区域変更(桜島の区域見直し等)
- ・平成14年2月19日 屋久島地域の区域拡張等(世界自然遺産登録地の隣接地等)
- ・平成17年7月12日 錦江湾地域の区域縮小(指宿市, 開聞町の市街地)
- ・平成18年12月26日 霧島地域の区域拡張(えびの市内自然林等)
- ・平成19年3月30日 屋久島地域の区域拡張(口永良部島)
- ・平成24年3月16日 霧島屋久国立公園を霧島錦江湾国立公園(錦江湾奥地域・高峠の拡張)と屋久島国立公園に再編成
- ・平成30年8月10日 錦江湾地域の区域拡張等(雄川の滝の編入等)

② 屋久島国立公園

- ・平成24年3月16日 霧島屋久国立公園を屋久島国立公園と霧島錦江湾国立公園に再編成

③ 雲仙天草国立公園

- ・昭和31年7月20日 雲仙国立公園に鹿児島県域を編入(長島)
- ・平成元年12月16日 区域縮小(長島町諸浦, 平尾等)

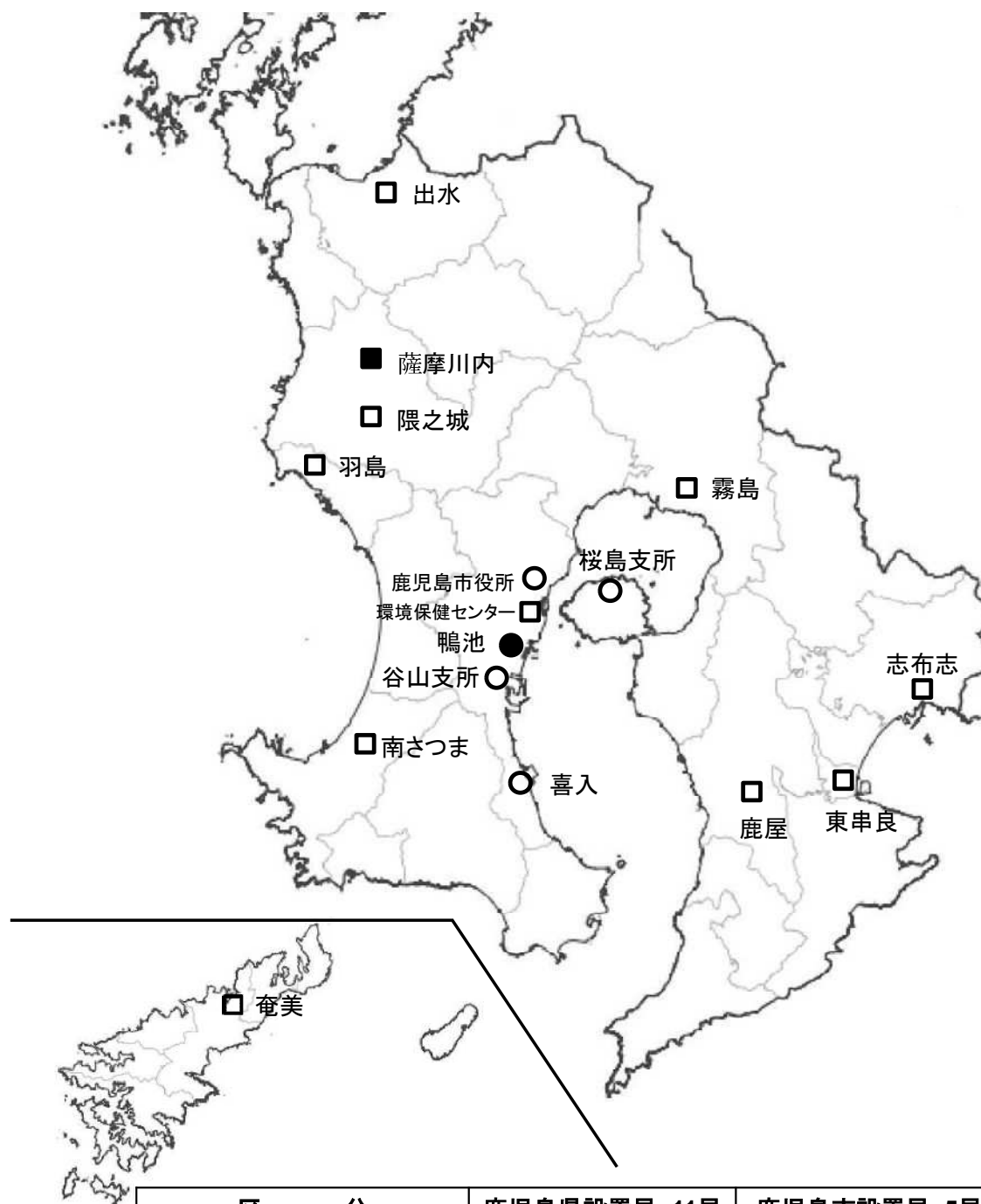
④ 吹上浜金峰山県立自然公園

- ・平成元年4月1日 車両乗入規制の設定
- ・平成4年4月1日 区域縮小(串木野市下名, 東市来町伊作田等)
- ・平成20年4月8日 区域拡張(万之瀬川)
- ・平成31年3月29日 区域拡張(金峰山)に伴い, 吹上浜県立自然公園から吹上浜金峰山県立自然公園に名称変更

- ⑤ 坊野間県立自然公園
 - ・平成15年 5 月 6 日 区域拡張（亀ヶ丘，野間岳等）
 - ・令和 3 年 4 月 16 日 区域拡張（磯間嶽等），採取等規制植物の指定
- ⑥ 高隈山県立自然公園
 - ・平成24年 3 月 16 日 区域縮小（高峠）
- ⑦ 甕島国定公園
 - ・平成27年 3 月 16 日 甕島県立自然公園を廃止し，甕島国定公園に指定
- ⑧ 奄美群島国立公園
 - ・平成29年 3 月 7 日 奄美群島国定公園を廃止し，奄美群島国立公園に指定
 - ・令和 2 年 2 月 26 日 区域拡張等（奄美市名瀬等）
- ⑨ 大隅南部県立自然公園
 - ・平成30年 8 月 10 日 区域縮小（雄川の滝）

6 県内における環境大気監視状況

令和7年4月1日現在



区 分	鹿児島県設置局 11局	鹿児島市設置局 5局
一般環境大気測定局 14局	□(10局)	○(4局)
自動車排出ガス測定局 2局	■(1局)	●(1局)

(1) 大 気 汚 染

(大気環境基準の達成状況)

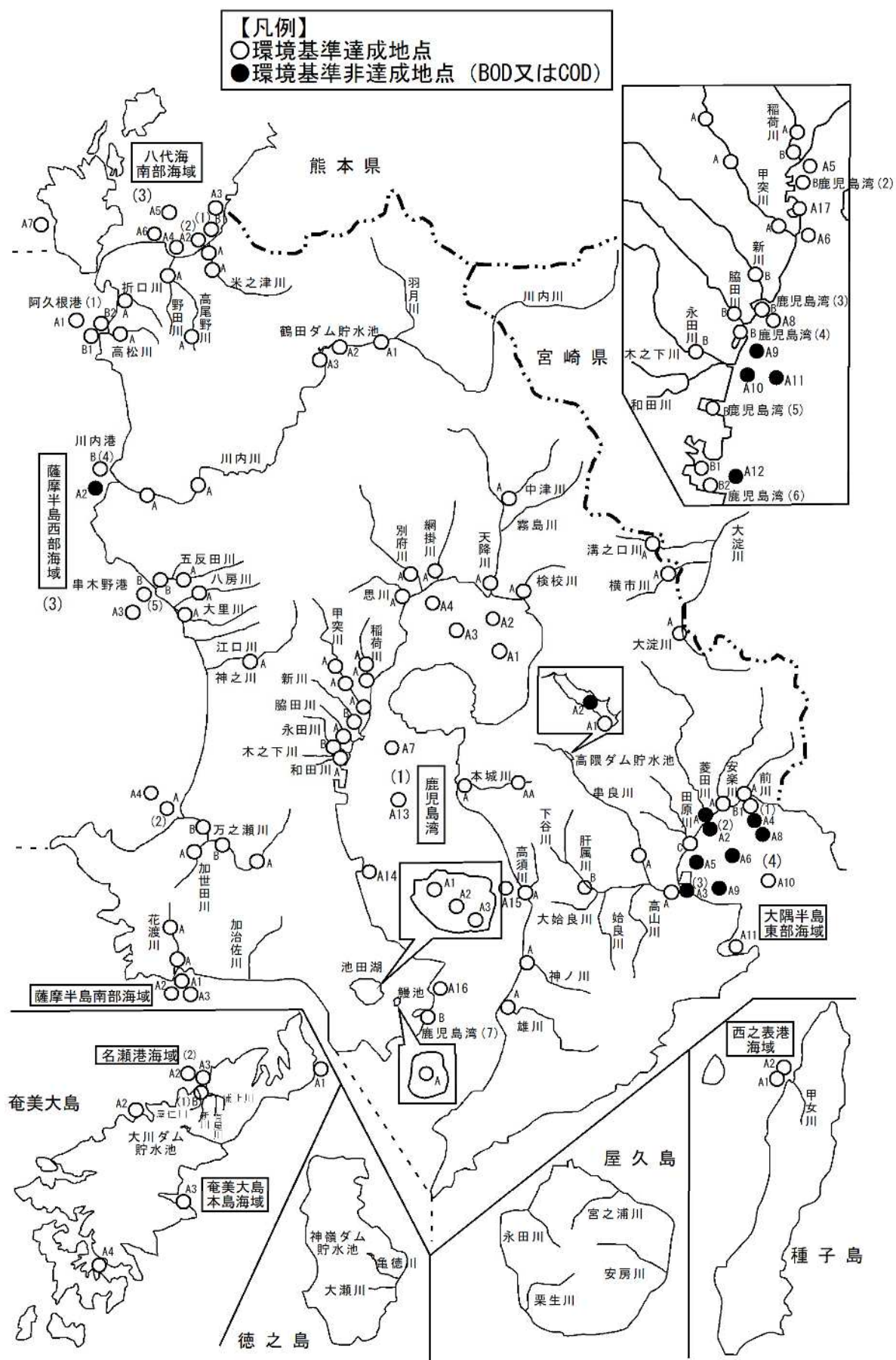
(単位：％)

測定項目		令和 4		令和 5	
		県	国	県	国
二 酸 化 硫 黄 (SO ₂)	一般局	71.4 $\left(\frac{10}{14}\right)$	99.5	85.7 $\left(\frac{12}{14}\right)$	—
	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	—
浮遊粒子状物質 (SPM)	一般局	100.0 $\left(\frac{14}{14}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{14}{14}\right)$	—
	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	—
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	一般局	100.0 $\left(\frac{9}{9}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{9}{9}\right)$	—
	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	—
光化学オキシダント (O _x)	一般局	0.0 $\left(\frac{0}{12}\right)$	0.1	0.0 $\left(\frac{0}{12}\right)$	—
一酸化炭素 (CO)	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	—
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	一般局	100.0 $\left(\frac{10}{10}\right)$	99.9	100.0 $\left(\frac{10}{10}\right)$	—
	自排局	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	100.0	100.0 $\left(\frac{2}{2}\right)$	—

注 1) 一般局：一般環境大気測定局，自排局：自動車排出ガス測定局

注 2) () 書きは，達成局数／有効測定局数

7 県内における公共用水域の水質状況（令和5年度）



(1) 水 質 汚 濁

(水質環境基準の達成状況)

(単位：％)

区 分 \ 年 度	令和 4		令和 5	
	県	国	県	国
河 川 (BOD)	95.2 $\left(\frac{40}{42}\right)$	92.4	97.6 $\left(\frac{41}{42}\right)$	—
湖 沼 (COD)	75.0 $\left(\frac{3}{4}\right)$	50.3	75.0 $\left(\frac{3}{4}\right)$	—
海 域 (COD)	70.8 $\left(\frac{17}{24}\right)$	79.8	79.2 $\left(\frac{19}{24}\right)$	—
全 体	85.7 $\left(\frac{60}{70}\right)$	87.8	90.0 $\left(\frac{63}{70}\right)$	—

(注) BOD …… 河川水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、水中に含まれている汚濁物質が微生物等によって酸化分解されるときに必要な酸素量をいい、この数値が高いほど水が汚れていることを示す。

COD …… 湖沼・海域の水質の汚濁状況を示す代表的な指標で、水中に含まれている汚濁物質を試薬で分解するときに消費する酸素量をいい、この数値が高いほど水が汚れていることを示す。

() 書きは、基準達成水域数／調査水域数

(水質汚濁の主な原因)

県内の公共用水域の水質は、全般的には良好な状態を保っているが、河川においては生活排水や事業場排水の影響等により、海域においては河川の影響や海水温の上昇に伴う植物プランクトンの増殖などの影響等により環境基準を達成していない水域がある。

8 県指定希少野生動植物一覧（57種）

【動物：20種】

分類	種名(和名)	科名	指定日
爬虫類	オキナワトカゲ	トカゲ科	R元年5月17日
"	バーバートカゲ	"	"
両生類	ベッコウサンショウウオ	サンショウウオ科	H16年3月2日
魚類	リュウキュウアユ	アユ科	"
"	タナゴモドキ	カワアナゴ科	"
"	タメトモハゼ	"	"
"	キバラヨシノボリ	ハゼ科	"
貝類	シマカノコガイ	アマオブネガイ科	"
"	ヤエヤマヒルギシジミ	シジミ科	"
"	クサカキノミギセル	キセルガイ科	"
"	ハジメテビロウドマイマイ	ナンバンマイマイ科	"
"	ウジグントウマイマイ	オナジマイマイ科	"
"	ムラクモカノコガイ	アマオブネガイ科	H30年6月19日
十脚甲殻類	サキシマヌマエビ	ヌマエビ科	H18年11月17日
"	ヤシガニ	オカヤドカリ科	R3年4月2日
"	リュウキュウサワガニ	サワガニ科	R3年4月2日
"	ヒメオカガニ	オカガニ科	R5年12月5日
"	ドウクツベンケイガニ	ベンケイガニ科	R5年12月5日
"	コウナガカワスナガニ	ムツハアリアゲガニ科	R6年7月2日
"	ヨウナシカワスナガニ	ムツハアリアゲガニ科	R6年7月2日

【植物：37種】

分類	種名(和名)	科名	指定日
植物	ハツシマカンアオイ	ウマノスズクサ科	H16年3月2日
"	ヤクシマアオイ	"	"
"	ミチノクフクジュソウ	キンポウゲ科	"
"	ハヤトミツバツツジ	ツツジ科	"
"	シンラン	イワタバコ科	"
"	ヒナラン	ラン科	"
"	サツマチドリ	"	"
"	クリシマエビネ	"	"
"	レンギョウエビネ	"	"
"	オナガエビネ	"	"
"	サクラジマエビネ	"	"
"	ヘツカラ	"	"
"	サギソウ	"	"
"	ウチョウラン	"	"
"	ガンゼキラン	"	"
"	ミヤビカンアオイ	ウマノスズクサ科	H16年4月23日
"	アマミアセビ	ツツジ科	"
"	アマミセイシカ	"	"
"	テンノウメ	バラ科	"
"	ウケユリ	ユリ科	"
"	クスクスラン	ラン科	"
"	シコウラン	"	"
"	アマミエビネ	"	"
"	カンラン	"	"
"	フウラン	"	"
"	カクチョウラン	"	"
"	ナゴラン	"	"
"	トキソウ	"	R元年5月17日
"	アキザキナギラン	"	R2年12月24日
"	クマガイソウ	"	"
"	イワザクラ	サクラソウ科	"
"	イワギリソウ	イワタバコ科	R3年4月2日
"	ヤマシャクヤク	ボタン科	"
"	サルメンエビネ	ラン科	"
"	キバナノセッコク	ラン科	R4年4月5日
"	ヒメウラジロ	イノモトソウ科	"
"	オキナグサ	キンポウゲ科	R5年12月5日

9 関係機関及び附属機関

(1) 関係機関

(令和7年3月31日現在)

団体名	所在地	TEL	代表者	所掌事務	所管課
(一財)鹿児島県環境技術協会	鹿児島市七ツ島1丁目 1番地10	099(262)0110	宮廻 甫允	環境に係る調査、測定分析、技術指導、普及啓発活動等を行い、もって地域の良好な環境の保全に寄与する。	環境林務課
鹿児島県衛生自治団体連合会	廃棄物・リサイクル 対策課内	099(286)2594	米倉 賢蔵	公衆衛生思想の普及実践、特に衛生推進組織の活発な運営を進め、生活環境の改善を図る。	廃棄物・リサイクル対策課
(一社)鹿児島県産業資源循環協会	鹿児島市錦江町11-40	099(222)0230	永田 雄一	産業廃棄物の適正な処理、再生利用等を積極的に推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与する。	〃
(公財)鹿児島県環境整備公社	薩摩川内市川永野町 6924-11	0996(21)1220	吉松 孝二	廃棄物処理施設の整備を行うとともに廃棄物の処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、地球環境保全、自然環境保護及び地域社会の健全な発展に寄与する。	〃
(公財)屋久島環境文化財団	熊本郡屋久島町宮之浦 823 番地 1 (屋久島環境文化村センター内)	0997(42)2911	小野寺 浩	環境学習や環境保全活動の推進・支援を通じ、屋久島の豊かな自然とのふれあいの中で人間の活動と環境とのかかわりや自然の恵みについて学習する拠点を形成し、もって自然環境保全に寄与する。	自然保護課

(2) 附属機関一覧

(令和7年4月1日現在)

審 議 会 名	所 掌 事 項	委員数	設 置 根 拠 法 令 等	所 轄 課
県 公 害 審 査 会	公害に係る紛争についてのあっせん、調停及び仲裁を行う。	9	公害紛争処理法 県公害紛争処理条例	環境林務課
県公害健康被害認定審査会	水俣病の認定に関し、知事に意見を述べる。	7	公害健康被害の補償等に関する法律 県公害健康被害認定審査会条例	〃
県 環 境 審 議 会	環境保全に関する基本事項の調査審議を行う。	42	環境基本法 県環境審議会条例	〃